

京都市はぐくみ推進審議会  
平成30年度 第1回「ひとり親家庭支援部会」  
次 第(案)

平成30年6月15日(金)  
午前10時から  
ホテル本能寺西館5階会議室

1 本市挨拶

2 部会員及び事務局の紹介等

(1) 部会員及び事務局の紹介

資料1 委員名簿

資料2-1 京都市はぐくみ推進審議会条例

資料2-2 京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則

資料2-3 京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

(2) 部会長挨拶

3 報告

(1) 京都市はぐくみ推進審議会について

資料3 京都市はぐくみ推進審議会について

(2) 児童福祉分科会の設置について

資料4 児童福祉分科会の設置について

(3) 子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置について

資料5 子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置

(4) ひとり親家庭支援部会の目的と今後のスケジュールについて

資料6 ひとり親家庭支援部会の目的と今後のスケジュールについて

(5) ひとり親家庭自立促進計画について

資料7 ひとり親家庭自立促進計画について

4 議題

(1) 子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査の実施について

資料8 子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査の実施について

(2) 京都市ひとり親家庭に関する実態調査について

資料9 京都市ひとり親家庭に関する実態調査について(案)

5 その他

ひとり親家庭の自立支援策等について

京都市はぐくみ推進審議会  
ひとり親家庭支援部会 委員及び特別委員名簿

## 1 委員

(50音順・敬称略)

|   | 関係機関・団体・市民参加者 | 氏名    | 備考  |
|---|---------------|-------|-----|
| 1 | 同志社大学 教授      | 埋橋 孝文 | 部会長 |
| 2 | 市民公募委員        | 西 恵味  |     |

## 2 特別委員

(50音順・敬称略)

|   | 関係機関・団体・市民参加者        | 氏名    | 備考 |
|---|----------------------|-------|----|
| 1 | 京都市男女共同参画推進協会 専務理事   | 指宿 達也 |    |
| 2 | 京都市母子寡婦福祉連合会 副会長     | 草野 政子 |    |
| 3 | 京都労働局職業安定部職業安定課 課長補佐 | 小林 正  |    |
| 4 | 京都母子生活支援施設協議会 会長     | 芹澤 出  |    |

## 京都市はぐくみ推進審議会条例

## (設置)

第 1 条 子ども及び若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策の実施の状況に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるための機関として、並びに次に掲げる規定に規定する合議制の機関として、京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）を置く。

- (1) 児童福祉法第 8 条第 3 項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条
- (3) 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 77 条第 1 項

## (組織)

第 2 条 はぐくみ審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 若者の支援に関する事業に従事する者
- (7) 若者の支援に関し学識経験のある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 はぐくみ審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、はぐくみ審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第5条 はぐくみ審議会に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 第2条第2項の規定は、特別委員について準用する。
- 3 特別委員は、特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(招集及び議事)

第6条 はぐくみ審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときははぐくみ審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 はぐくみ審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 はぐくみ審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前2項の規定の適用については、当該事項に係る特別委員は、委員とみなす。

(児童福祉分科会)

第7条 はぐくみ審議会に、児童福祉に関する事項を調査し、及び審議させるため、児童福祉分科会を置く。

- 2 児童福祉分科会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。
- 3 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、児童福祉分科会の決議をもつ

てはぐくみ審議会の決議とすることができる。

(部会)

第8条 はぐくみ審議会及び児童福祉分科会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 部会は、他の部会と共同して会議を開くことができる。

4 はぐくみ審議会は、その定めるところにより、部会又は複数の部会が共同して開いた会議の決議をもってはぐくみ審議会の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員（特別委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、はぐくみ審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

〔1〕 京都市青少年活動推進協議会条例

〔2〕 京都市子ども・子育て会議条例

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間に市長が委嘱した委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

## 京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則

## (分科会長)

第1条 京都市はぐくみ推進審議会（以下「はぐくみ審議会」という。）の児童福祉分科会（以下「分科会」という。）に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会に属する委員及び特別委員（以下「分科会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 分科会長は、分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。

## (分科会の招集及び議事)

第2条 分科会は、分科会長が招集する。ただし、分科会長及びその職務を代理する者が在任しないときの分科会は、会長が招集する。

- 2 分科会長は、会議の議長となる。
- 3 分科会は、分科会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 分科会の議事は、出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 分科会長は、分科会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

## (部会長)

第3条 はぐくみ審議会及び分科会の部会ごとに部会長を置く。

- 2 部会長は、その部会に属する委員及び特別委員（以下「部会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

## (部会の招集及び議事)

第4条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者

が在任しないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(共同部会長)

第5条 京都市はぐくみ推進審議会条例第8条第3項の規定により共同して会議を開く複数の部会により構成される合議体（以下「共同部会」という。）ごとに共同部会長を置く。

- 2 共同部会長は、その共同部に属する委員及び特別委員（以下「共同部会員」という。）のうちから、会長が指名する。
- 3 共同部会長は、その共同部の事務を掌理する。
- 4 共同部会長に事故があるときは、あらかじめ共同部会長の指名する共同部会員がその職務を代理する。

(共同部会の招集及び議事)

第6条 共同部会は、共同部会長が招集する。ただし、共同部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの共同部会は、会長が招集する。

- 2 共同部会長は、会議の議長となる。
- 3 共同部会は、共同部会員の4分の1以上が出席し、かつ、その共同部会を構成する各部会の部会員がそれぞれ一人出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 共同部会の議事は、出席した共同部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 共同部会長は、共同部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をはぐくみ審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 はぐくみ審議会の庶務は、子ども若者はぐくみ局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、はぐくみ審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 京都市青少年活動推進協議会条例施行規則

(2) 京都市子ども・子育て会議条例施行規則

## 京都市はぐくみ推進審議会運営要綱

## (会議の招集)

第1条 会長は、京都市はぐくみ推進審議会（以下「審議会」という。）の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議題を委員及び特別委員に通知するものとする。

## (部会の設置)

第2条 京都市はぐくみ推進審議会条例（以下「条例」という。）第8条第1項に規定する部会の設置は、会長が副会長と協議のうえ、決定するものとする。

2 会長は、前項の規定により部会を設置したときは、審議会に報告しなければならない。

## (委員及び特別委員の除斥)

第3条 委員又は特別委員は、自己が次の各号のいずれかに該当するとき、又は父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹が次の1号に該当するときは、その議事に加わるができない。

- (1) 現に、従事する業務に直接の利害関係のあるとき。
- (2) 過去において、従事した業務に直接の利害関係のあるとき

## (会議の非公開の決定)

第4条 会議において京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を扱うときには、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定する。

## (傍聴人)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、前項を遵守しない傍聴人に退場を命ずることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

2 第1条、第3条から第5条及び前項の規定は、条例第7条第1項に規定する児童福祉分科会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「児童福祉分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

3 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第1項に規定する部会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 第1条、第3条から第5条及び第1項の規定は、条例第8条第3項に規定する他の部会と共同して会議を開く場合の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「共同部会」と、「会長」とあるのは「共同部会長」と読み替えるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

## 京都市はぐくみ推進審議会について

京都市では、子ども・若者に係る計画として「京都市未来こどもはぐくみプラン」、  
「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」及び「はばたけ未来へ！  
京都市ユースアクションプラン」を策定しています。

今後、3つの現行計画については、「子ども、若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）」として一体化するとともに、その新計画に基づき、妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を推進していくこととしています。

この度、新計画の策定及び3つの現行計画の進捗管理を引き続き行うに当たり、3つの現行計画を調査・審議してきた「京都市子ども・子育て会議」及び「京都市青少年活動推進協議会」について一体化し、保護者、事業主・労働者代表、子ども・子育て支援事業の従事者、若者支援事業の従事者、有識者等からなる「京都市はぐくみ推進審議会（以下、「審議会」という。）」を新たに設置しました。

### 1 審議会の概要について

#### (1) 会議の名称

京都市はぐくみ推進審議会

#### (2) 趣旨・目的

- ・ 妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者まで（0歳～30歳代）とその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を実現するために、平成31年度中に新たに策定を予定している子ども、若者に係る総合的な計画に係る調査・審議及び進ちょく管理を行う。
- ・ 「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「京都市ユースアクションプラン」及び「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の進ちょく管理及び総括を行う。
- ・ 京都市子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する意見聴取
- ・ その他 子ども・若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況に関する意見聴取

#### (3) 概 要

設置年月：平成30年4月1日

委員定数：30名以内（必要に応じ特別委員を置く。）

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

委員構成：有識者、支援従事者・関係団体、労働者代表、企業・経営者、  
市民公募委員 等

会長・副会長：互選

分科会：児童福祉法第8条第3項の規定により必置とされている「児童福祉審議会」として、「児童福祉分科会」を設置する。

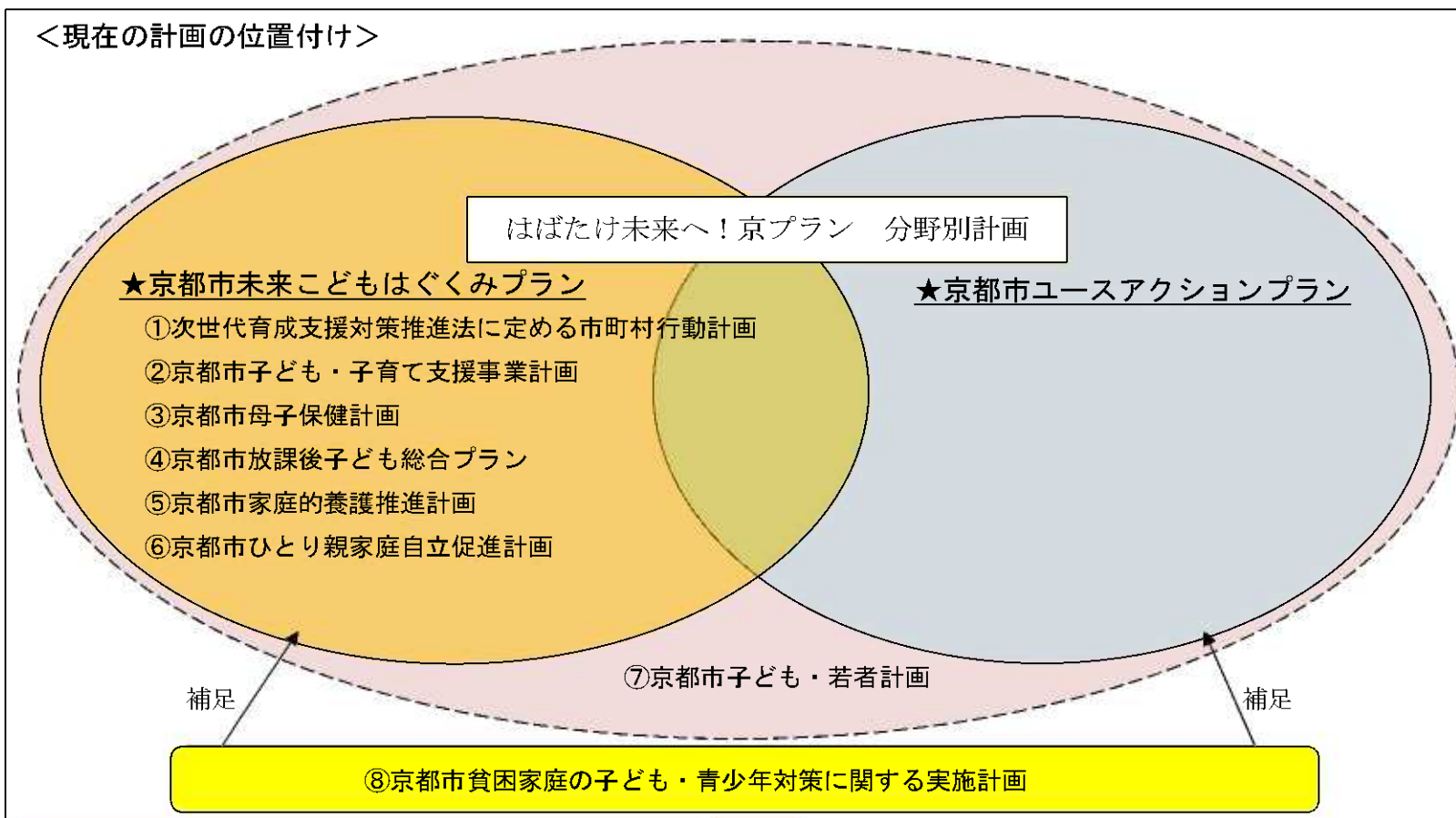
部 会：新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議する部会を設置し、集中的に審議を行う。

## 2 今後の流れ

本市において、平成30年度に新計画策定に係る市民ニーズ調査を実施し、平成31年度に新計画（平成32年度から平成36年度までの5年計画）を策定するとともに、新計画の進ちよく管理と3つの現行計画の進ちよく管理及び総括を行うに当たり、審議会では以下の流れで調査・審議を進めていきます。

- 平成30年度中
  - ・新計画策定に係る市民ニーズ調査に関する調査・審議
  - ・新計画策定に関する調査・審議
  - ・3つの現行計画の進ちよく管理
  
- 平成31年度中
  - ・新計画策定に関する調査・審議
  - ・3つの現行計画の進ちよく管理
  
- 平成32年度以降
  - ・新計画の進ちよく管理に関する調査・審議
  - ・3つの現行計画の総括

## &lt;現在の計画の位置付け&gt;



## ⑨子育て安心プラン

平成29年5月31日  
に総理により発表  
待機児童解消に係る事  
項を記載

## ⑩障害児福祉計画

平成30年3月30日に  
第1期計画策定  
障害児通所支援等の提供  
体制の確保目標や必要な  
見込み数を掲載

## &lt;新計画の位置付け&gt;

「京都市未来こどもはぐくみプラン」と「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」と同様に「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画に位置付けると共に、以下に掲げる10の計画を一体的に盛り込み策定する。

## &lt;新計画に盛り込む計画&gt;

- ①次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画
- ②京都市子ども・子育て支援事業計画
- ③京都市母子保健計画
- ④京都市放課後子ども総合プラン
- ⑤京都市家庭的養護推進計画
- ⑥京都市ひとり親家庭自立促進計画

- ⑦京都市子ども・若者計画 (一体化)
- ⑧京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画 (統合)
- ⑨子育て安心プラン (追加)
- ⑩障害児福祉計画 (追加)

京都市子ども・子育て会議

1 趣旨・目的

子ども・子育てに関する総合的な施策の調査・審議及び進行管理を行う。必要に応じて専門部会を設置し、専門事項を調査・審議する。

2 概 要

設置年月日：平成25年7月22日

設置根拠：京都市子ども・子育て会議条例及び同条例施行規則

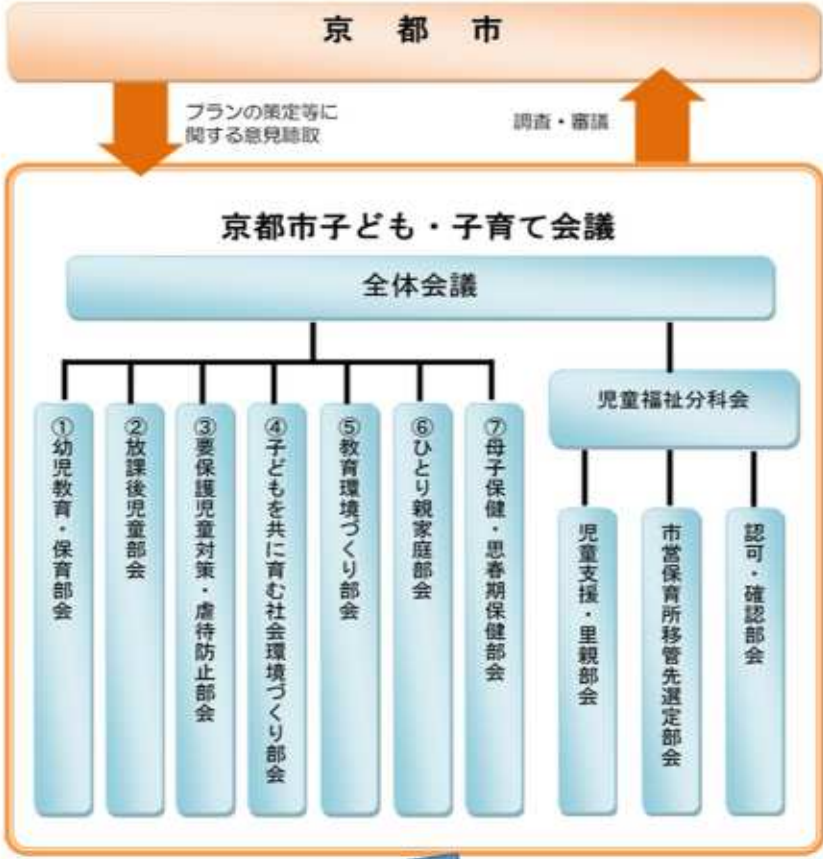
委員構成：学識経験者等、30名以内の委員により構成（現在30名）。

必要に応じ特別委員を置く（会長、副会長は互選）。

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

現委員の委嘱期間：平成29年7月22日から平成31年7月21日

3 現京都市未来子どもはぐくみプラン策定時の体制図



京都市青少年活動推進協議会

1 趣旨・目的

青少年に関する総合的な施策の調査・審議及び進行管理を行う。必要に応じて専門委員会を設置し、専門事項を調査・審議する。

2 概 要

設置年月日：昭和28年12月24日

設置根拠：地方青少年問題協議会法、京都市青少年活動推進協議会条例

委員構成：学識経験者等、20名以内の委員により構成（現在19名）。

必要に応じ特別委員を置く（会長、副会長は互選）。

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

現委員の委嘱期間：平成28年12月1日から平成30年11月30日

3 現ユースアクションプラン策定時の体制図



京都市はぐくみ推進審議会

【全体会議】（年1～2回程度）

- 妊娠・出産、乳幼児から若者までの「切れ目ない支援」を実現するための調査・審議を行う。
- 新計画全体に係る事項について審議
- 定数30名の委員で構成
- 各部会の審議内容を報告（新計画の詳細の検討及び現計画の進捗管理）

児童福祉分科会

- 児童支援・里親部会
- 市営保育所移管先選定部会
- 認可・確認部会

子ども  
（0歳～おおむね18歳未満）

若者  
（おおむね13歳～30歳代）

【部 会】

- 子ども・若者の健全育成や活動促進等に係る事項について検討する部会と、特別な支援が必要な子ども・若者に係る事項について検討する部会を設置する。
- 新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議することとし、平成30年度から平成31年度にかけて集中的に審議を行う。
- 専門的に調査・審議するため、必要に応じて特別委員を委嘱する。
- 審議内容が複数の部会に関係する場合、共同部会を開催する。
- 新計画策定後に見直しを行い、特に必要と認める部会のみを設置する。

児童福祉法第8条第3項の規定により必置

## 児童福祉分科会の設置について

児童福祉法第8条第3項の規定により必置とされている「児童福祉審議会」として、児童福祉に関する事項について調査・審議する児童福祉分科会及び児童福祉分科会に紐づき専門の事項を調査・審議する3つの部会を設置することを以下のとおり提案いたします。

### 1 児童福祉分科会及び児童福祉分科会に設置する部会

#### 児童福祉分科会

設置根拠：児童福祉法第8条第3項の規定により設置

委員構成：20名程度（特別委員含む。）

#### 児童支援・里親部会

##### 委員構成

6名程度（特別委員含む。）

##### 調査・審議内容

- 児童を児童福祉施設等に入退所させる措置に関する適否
- 被措置児童等虐待に関する届出・相談・通告の受理や講じた措置等
- 一時保護の実施に関する適否の審査
- 里親に関する適否の審査
- 児童相談所の業務評価 等

#### 市営保育所移管先選定部会

##### 委員構成

6名程度（特別委員含む。）

##### 調査・審議内容

- 市営保育所の民間移管に係る移管先法人等の募集要項，選定基準及び移管先法人等の選定 等

#### 認可・確認部会

##### 委員構成

6名程度（特別委員含む。）

##### 調査・審議内容

- 保育園（所）や認定こども園等の認可に係る，児童福祉法等に定める設置基準への適合状況等の聴取
- 事業の停止や施設廃止を命じる際に，法令違反の内容や法に基づく命令に対する対応措置の状況等を聴取 等

## 子ども・若者に係る総合的な計画検討のための部会の設置について

子ども・若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）策定に係る部会を設置することを以下のとおり提案いたします。

### 1 部会について（別紙左側を参照）

検討すべき課題について個別又は集中的に調査・審議するため、以下のとおり、9つの部会を設置する。

#### (1) 設置の考え方

- 子ども・若者の健全育成や活動促進等に係る事項について検討する部会と、特別な支援が必要な子ども・若者に係る事項について検討する部会を設置する。
- 新計画策定に係り、検討すべき課題について個別又は横断的に審議することとし、平成30年度から平成31年度にかけて集中的に審議を行う。
- 専門的に調査・審議するため、必要に応じて特別委員を設置する。
- 審議内容が複数の部会に関係する場合、共同で部会を開催することを可能とする。
- 新計画策定後に見直しを行い、特に必要と認める部会のみを設置する。

#### (2) 設置する部会

- ① 子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会
- ② 親子いきいき保健部会
- ③ 幼保推進部会
- ④ 子どもの健全育成推進部会
- ⑤ 教育環境づくり部会
- ⑥ 青少年活動促進部会
- ⑦ 社会的困難を抱える青少年支援部会
- ⑧ 支援を必要とする子どものための部会
- ⑨ ひとり親家庭支援部会

### 2 共同部会について（別紙右側を参照）

「切れ目ない支援」を実現するために、共通するテーマや課題について、横断的かつ実のある議論ができるよう、以下の条件のもと共同部会を開催する。

#### (1) 共同部会の考え方

- 審議内容が複数の部会に関係する場合において、会長の決定により、上記①～⑨の部会の中から適当なものを共同で開催する。
- 共同で開催することとなった部会に所属する委員全員が共同部会委員となるが、共同部会の審議内容について、より専門的な知識や経験を有する共同部会委員を会長の決定により選出し、審議内容を適切に調査・審議できる最小限の人数で会議を開催する。

#### (2) 開催予定の共同部会

- ① 「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会
- ② 「児童の健全育成と放課後対策」をテーマとした共同部会
- ③ 「思春期における保健と健全育成等」をテーマとした共同部会
- ④ 「青少年育成に関する総合的支援」をテーマとした共同部会
- ⑤ 「要支援の子ども・青少年対策」をテーマとした共同部会

## 【部会】

共通又は他の部会に  
属さない事項を審議

子ども・若者の健全育成や活動促進等に係る事項について検討する部会

特別な支援が必要な子ども・若者に係る  
事項について検討する部会

子ども（０歳～おおむね１８歳未満）

若者（おおむね１３歳～３０歳代）

特別な支援を要する子ども・若者や  
家庭の課題について審議

### ①子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会

委員構成：１５名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：少子化をはじめとした子ども・若者を取り巻く環境への  
対応及び情報発信について  
子どもから若者までの「切れ目ない支援」のあり方について

### ②親子いきいき保健部会（京都市母子保健計画検討のため）

委員構成：１０名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：安心して妊娠・出産できるまちづくりについて  
保健（母子保健，思春期保健）に関する施策全般について

### ③幼保推進部会（子育て安心プラン等検討のため）

委員構成：１３名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：幼児教育・保育に係る専門的な内容について  
「子ども・子育て支援事業計画（幼児教育・保育）」に係る  
施策等について

### ④子どもの健全育成推進部会（京都市放課後子ども総合プラン検討のため）

委員構成：８名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：児童館自由来館機能，学童クラブ，就学前の子育て支援（つ  
どいの広場等）について

### ⑤教育環境づくり部会

委員構成：８名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：教育環境に関すること全般について

### ⑥青少年活動促進部会

委員構成：１０名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：青少年施策等に関すること全般について

### ⑦社会的困難を抱える青少年支援部会

委員構成：１２名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：不登校（小学生含む），ひきこもり，ニート等の社会的困難  
を抱える青少年への切れ目ない専門的な支援について

### ⑧支援を必要とする子どものための部会

（京都市家庭的養護推進計画，障害児福祉計画検討のため）

委員構成：８名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：支援を必要とする児童（虐待や障害）へ支援のあり方について  
「家庭的養護推進計画」に係る施策等について

### ⑨ひとり親家庭支援部会（京都市ひとり親家庭自立促進計画検討のため）

委員構成：６名程度（特別委員含む。）

調査・審議内容：ひとり親家庭に関する施策等について  
「ひとり親家庭自立促進計画」に係る施策等について

## 【共同部会】

※ 「①子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会」は積極的に参画し，必要に応じて他  
の部会の参画も検討する。

また，下記以外の共同部会についても必要に応じて開催を検討する。

### ☆「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左②，③，④

検討内容：乳幼児期における子育て支援ニーズについて調査・審議を行うとと  
もに，必要な支援を検討

### ☆「児童の健全育成と放課後対策」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左④，⑤，⑥

検討内容：小学生，中学生の放課後の居場所等のあり方について調査・審議を  
行うとともに，必要な支援を検討

### ☆「思春期における保健と健全育成等」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左②，⑥

検討内容：思春期における課題について，調査・審議を行うとともに，必要な  
支援を検討

### ☆「青少年育成に関する総合的支援」をテーマとした共同部会

対象となる部会：左⑥，⑦

検討内容：ユースアクションプランに記載する事項の進捗点検を行うとともに  
青少年（困難を抱える３０歳代を含む）の育成に関する調査・審議  
と必要な支援を検討

### ☆「要支援の子ども・青少年対策」をテーマとした共同部会

（京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画検討のため）

対象となる部会：左⑤，⑦，⑧，⑨

検討内容：貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画に記載する事項の  
進捗点検を行う。

## 京都市はぐくみ推進審議会ひとり親家庭支援部会について

## &lt;ひとり親家庭支援部会の目的&gt;

- 1 ひとり親家庭に対する支援について，重点的に対処すべき課題にかかる，協議，検討を行う。（課題への対応，施策のあり方）
- 2 次期プラン（京都市ひとり親家庭自立促進計画）の施策項目（案）について，取りまとめを行う。
- 3 次期プラン（案）を作成する。

## &lt;今後のスケジュール（予定）&gt;

| 時 期        | 内 容                                                                                                 |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年6月中旬  | <u>第1回部会開催</u> ※調査項目について意見聴取                                                                        |
| 平成30年7月中旬  | <u>第2回部会開催</u> ※調査項目について意見聴取                                                                        |
| 平成30年7月下旬  | 第2回全体会議開催 ※調査項目を確定                                                                                  |
| 平成30年9月上旬  | 調査開始                                                                                                |
| 平成30年10月上旬 | 調査終了                                                                                                |
| 平成31年2月頃   | 調査結果の完成                                                                                             |
| 平成31年3月頃   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第3回部会開催</u> ※調査結果の報告</li> <li>・ 審議会委員へ調査結果報告</li> </ul> |
| 平成31年4月～   | プラン策定作業を開始                                                                                          |

## 「ひとり親家庭自立促進計画」について

### 1 概要

母子及び寡婦福祉法において、都道府県市等が、ひとり親家庭の実態等を踏まえ、生活の安定と向上のために講じようとする施策等について定めた「ひとり親家庭自立促進計画」を策定する際には、国が定める「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（基本方針）」に則して策定することとされている。

本市においては、国が定める「基本方針」に則し、ひとり親家庭に対する自立支援施策を総合的かつ計画的に実施するために、「ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、子育て支援施策の総合的な計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」の中に一体として盛り込んでいる。

また、次期計画についても新プランの中に一体として盛り込むこととしている。

### 2 「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成27年10月2日厚生労働省告示）」の内容について

#### （1）ひとり親対策に関する国の基本方針

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正により、ひとり親に対する施策については、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置き、①子育てや生活支援、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとしている。

また、ひとり親施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭に対して効果的に機能することを目指して、都道府県市等が定める「自立促進計画」の指針として、国がひとり親家庭の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針を策定することとなった。

#### （2）基本方針の対象期間

平成27年度から31年度までの5年間

#### （3）ひとり親家庭の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

##### ア 母子世帯及び寡婦の状況

子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能にするための支援、学習支援等の子どもに対する支援、養育費取得のための支援、生活の場の整備等が重要と考えられ、また母子・父子自立支援員をはじめとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

寡婦については、就業面や生活面において、必要に応じた支援が重要と思われる。

#### イ 父子世帯の状況

子育てと仕事の両立支援、より収入の高い就業を可能とするための支援、学習支援等の子どもに対する支援等が重要と考えられ、また、母子・父子自立支援員による相談・支援をはじめとした公的制度の認知度が低く、利用状況が低調となっていることから、支援施策の周知によりその利用を促進していくことが求められている。

#### (4) ひとり親家庭の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

##### ア ひとり親施策の基本的な方向性

- ・国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
- ・関係機関相互の協力
- ・相談機能の強化
- ・子育て・生活支援の強化
- ・就業支援の強化
- ・養育費の確保及び面会交流の支援の強化
- ・福祉と雇用の連携
- ・子どもの貧困対策

##### イ 実施する各施策の基本目標

- ・子育てや生活の支援策
- ・就業支援策
- ・養育費の確保及び面会交流の支援
- ・経済的支援

##### ウ ひとり親家庭の生活の安定と向上のため講ずべき具体的な措置に関する事項

- ・国が講ずべき措置
- ・都道府県及び市町村が講ずべき措置に対する支援
- ・就業の支援に関する施策の実施の状況の公表

#### (5) 都道府県等が策定するひとり親家庭自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

「3 ひとり親家庭自立促進計画の内容について」 参照

### 3 ひとり親家庭自立促進計画の内容について

#### (1) 計画策定主体

都道府県、市、福祉事務所設置町村

#### (2) 計画策定手続

##### ア 計画期間

5年間

##### イ 計画策定前の手続

- ・ひとり親家庭の現状について調査し、データを評価、分析し、問題点を把握する。
  - ・調査・問題点の把握に基づいて、計画の基本目標を明確にする。
  - ・母子家庭等及び寡婦施策関係者からの意見聴取を行う。
- ウ 基本計画の評価と次期計画の策定
- ・現行計画に定めた施策について評価を行う。
  - ・施策の評価を公表する。
  - ・施策の評価を次期計画の参考にする。
- (3) 計画に盛り込むべき施策
- ア ひとり親家庭の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- ・計画策定前の調査で把握した問題点を記載する。
- イ ひとり親家庭の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- ・国の「基本方針」で定める事項を参考にし、当該都道府県市等において今後実施するひとり親家庭施策の基本的な方向性及び基本目標を記載する。
- ウ 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他ひとり親家庭の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- ・子育て支援、生活の場の整備
  - ・就業支援策
  - ・養育費の確保策
  - ・経済的支援策
  - ・その他都道府県市等が独自で実施する施策

(参考)

母子及び父子並びに寡婦福祉法（抄）（平成 26 年 10 月 1 日施行）

(基本方針)

第 11 条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

第 12 条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第 7 条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

第77条第1項又は第4項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は、変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(注) 網掛け部分は自立促進計画の策定に関する箇所です。

#### 用語の定義（母子及び父子並びに寡婦福祉法等による）

##### 1 母子家庭等

母子家庭及び父子家庭

##### 2 寡婦

配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの

##### 3 配偶者のない女子（男子）

- ・ 配偶者と死別した女子（男子）で現に婚姻していないもの
- ・ 配偶者と離婚した女子（男子）で現に婚姻していないもの
- ・ 配偶者の生死が明らかでない女子（男子）
- ・ 配偶者から遺棄されている女子（男子）
- ・ 配偶者が海外にあるためその扶養が受けることができない女子（男子）
- ・ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子（男子）
- ・ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子（男子）
- ・ 婚姻によらないで母となった女子で現に婚姻していないもの

##### 4 児童

20歳に満たないもの

## 子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた市民ニーズ調査・意識調査の実施について（案）

現在の本市の子ども・若者に係る計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」、  
「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」、「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定に当たっては、市民の子育てに関する意識やニーズ、青少年の意識や行動、家庭の経済状況と子どもの生活習慣との相関関係等について現状を把握し、課題と今後の方向性を明らかにするとともに、その内容を計画に反映するため、ニーズ調査・意識調査（以下「調査」という。）を実施しております。

平成31年度に上記の3計画を一体化し、子ども・若者に係る総合的な計画を策定するに当たっても、平成30年度中に調査を実施し、調査結果を本市における子ども・若者支援施策や貧困対策、少子化対策等の方向性を検討する基礎資料とすることとしております。

平成30年4月17日に開催した平成30年度第1回「京都市はぐくみ推進審議会（以下「審議会」という。）」全体会議において、平成30年度中に実施を予定している6つの調査の概要や実施までのスケジュールについて、御承認をいただいたことから、事務局において以下のとおり調査案を作成しましたので御提案いたします。

### 1 調査概要

平成30年度に実施する調査内容については、**別紙1**のとおり、前回までの調査からの継続性を考慮しつつ、調査対象者が重複する調査について統合するとともに、小学生の放課後の過ごし方に係る調査を新たに実施するなど、下記の①から⑥までの6つの調査を実施することを検討しています（前回の調査については**別紙2**、平成30年度に実施する調査については**別紙3**、**別紙4**参照）。

#### (1) 既存の調査をベースに実施する調査について

##### ① 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査

目的：主に「京都市子ども・子育て支援事業計画」策定に係る基礎資料とすることを目的とし、「各行政サービスの利用ニーズ」を確認し、量の見込みに反映させるため、サービス利用の対象者に対し、子育て支援施策全般に係る内容の調査を実施する。

対象：市内在住の小学校入学前児童の保護者（6,500件）

〃 小学生の保護者（6,500件）

方法：無作為抽出を行い、調査票を郵送

項目：小学校入学前児童の保護者の調査項目については**別紙5**参照

小学生の保護者の調査項目については**別紙6**参照

## ② 京都市家族や家庭生活のあり方に関する意識調査

目的：主に結婚や出産に関する市民の意識を確認することを目的とし、「働き方改革」，「真のワーク・ライフ・バランス」といった観点でも設問を作成し調査を実施する。

対象：市内在住の18歳から49歳までの市民（6，500件）

方法：無作為抽出を行い，調査票を郵送

項目：別紙7参照

備考：前回調査では，「京都市結婚と出産に関する意識調査」として実施したが，結婚と出産だけではなく，少子化や真のワーク・ライフ・バランス等に関する設問が多いことから，調査名を変更する。

## ③ 京都市ひとり親家庭に関する実態調査

目的：ひとり親家庭の，所得を含む世帯の状況や育児・教育の状況，離婚後の養育費や面会交流の状況などを調査するとともに，既存の福祉施策の認知状況や利用状況，潜在的なニーズ及び要望を把握し，主に「京都市ひとり親家庭自立促進計画」策定に係る基礎資料とする。

対象：市内在住の母子世帯（4，000件）

〃 父子世帯（1，000件）

方法：無作為抽出を行い，調査票を郵送

項目：別紙8参照

備考：前回調査では，母子家庭と父子家庭で利用できる施策に差があったことから調査票を分け，「母子家庭用」，「父子家庭用」として調査を実施してきたが，母子家庭と父子家庭で利用できる施策の差が解消されたことから，調査票を統一し実施する。

また，調査名についても他の調査に合わせて修正する。

## ④ 京都市母子保健に関する意識調査

目的：乳幼児の子育てをしている母親を対象に調査をすることで，妊娠・出産・子育てを取り巻く状況や環境の変化を把握し，京都市母子保健計画策定に係る基礎資料とする。

対象：一定期間に乳幼児健康診査（4か月児，8か月児，1歳6か月児，3歳児）を受診した児童の保護者（約4，000件）

方法：上記の対象者が乳幼児健康診査で来庁した際に手渡しし，郵送で回収

項目：別紙9参照

## (2) 見直しを行い実施する調査について

### ⑤ 青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査

目的：13歳～30歳の青少年・若者（思春期）の意識や生活状況について調査し、その把握を行うことで「京都市子ども・若者計画」等の策定に係る基礎資料とすることを目的とする。

対象：市内在住の中学生及び高校生とその保護者（5,000件）

〃 おおむね19～30歳（4,000件）

方法：無作為抽出を行い、調査票を郵送

項目：中学生（13歳）～30歳までの調査項目については別紙10参照

中学生及び高校生の保護者の調査項目については別紙11参照

備考：前回調査で調査対象年齢が重複していた、「京都市思春期に関する意識調査（平成25年度）」と「京都市青少年意識行動調査（平成21年度）」を統合し実施する。

#### 【重複していた調査内容】

○京都市思春期に関する意識調査

実施：平成25年度

目的：京都市未来こどもはぐくみプラン作成のための基礎資料

対象：13歳以上19歳以下の市民（5,000件）

○京都市青少年意識行動調査

実施：平成21年度

目的：はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン作成のための基礎資料

対象：13歳以上30歳未満の市民（1,800件）

その他：ひきこもり等の支援が必要な若者の実態把握を目的とし、本調査とは別に関係団体を通じたヒアリング調査を実施する（別紙12参照）。

## (3) 新たに実施する調査について

### ⑥ 京都市小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査

目的：小学校児童の放課後における過ごし方を調査し、学童クラブ事業・放課後ほっと広場事業・放課後まなび教室（以下「学童クラブ事業等」という。）の利用実態や潜在的なニーズ、児童館事業の認知度を把握することにより、今後の各事業のあり方の検討材料とする。

また、総合支援学校に通う障害のある児童の放課後の過ごし方を調査し、就学児童のサービス利用における現状と課題、また放課後に必要とされるサービスの機能や役割について把握する。

対象：市立小学校1年生、4年生、6年生の全ての児童の保護者

総合支援学校に通学する全児童の保護者

方法：各小学校及び総合支援学校を通じ調査票を配布し、郵送で回収

項目：市立小学校に通学する児童の調査項目については、別紙13参照

総合支援学校通学する児童の調査項目については、別紙14参照

#### (4) 貧困家庭の子ども・若者に関する調査の方法について

貧困家庭の子どもに関する調査については、平成28年度に「京都市子どもの生活状況等に関する調査」として実施したが、平成30年度に実施する調査においては、上記の①から⑤までの各調査（⑥の調査を除く）の中に貧困調査に係る項目を新たに追加し実施する（各調査に項目を加えることで平成28年度に実施した前回調査からの経年変化を補足するとともに、より幅広い世代、家庭を対象に調査を実施する。）。

各調査に追加する調査項目等については、**別紙15**参照

## 2 調査委託業者について

調査の実施に当たり、統計学的な調査項目の調整や調査結果の取りまとめ、調査票の発送などの業務については、以下の企業に業務委託する。

今後、当該企業には審議会の各部会に出席してもらい、計画的な調査実施に向けた準備を進めていく。

### 【企業概要】

企業名：(株)ジャパンインターナショナル総合研究所

代表取締役：藤原壮督

所在地：京都市右京区西京極西池田町9-5 西京極駅前ビル6階

## 3 調査実施に向けた今後の予定

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 平成30年6月以降 | 審議会に設置した各部会（共同部会）の開催<br>※ 調査内容の詳細（調査項目等）について意見聴取 |
| 7月中旬      | 全体会議の開催                                          |
| 9月上旬      | 調査開始                                             |
| 10月上旬     | 調査終了                                             |
| 平成31年3月下旬 | 調査の取りまとめ結果の公表（予定）                                |

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 別紙1  | 平成30年度に実施する市民ニーズ調査・意識調査             |
| 別紙2  | 前回の市民ニーズ調査・意識調査一覧                   |
| 別紙3  | 平成30年度に実施する市民ニーズ調査・意識調査一覧           |
| 別紙4  | 平成30年度に実施する各調査の関係（対象年齢での比較）         |
| 別紙5  | 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学校入学前児童の保護者）   |
| 別紙6  | 京都市子育て支援に関する市民ニーズ調査（小学生の保護者）        |
| 別紙7  | 京都市家族や家庭生活のあり方に関する意識調査              |
| 別紙8  | 京都市ひとり親家庭に関する実態調査                   |
| 別紙9  | 京都市母子保健に関する意識調査                     |
| 別紙10 | 京都市青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査       |
| 別紙11 | 京都市青少年・若者に関する意識行動と思春期保健に関する調査（保護者用） |
| 別紙12 | ひきこもり等の支援に関する関係団体ヒアリング調査            |
| 別紙13 | 京都市小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査（市立小学校）     |
| 別紙14 | 京都市小学生等の放課後の過ごし方に関する実態調査（総合支援学校）    |
| 別紙15 | 貧困家庭の子ども・若者に関する調査の方法について            |

|                 | 調査項目    |                                 |
|-----------------|---------|---------------------------------|
|                 | 番号      |                                 |
| 基本事項            | 問1      | 母子家庭又は父子家庭に該当するか                |
|                 | 問2      | 生年月                             |
|                 | 問3      | 子どもの年齢                          |
|                 | 問4      | 同居家族の人数                         |
|                 | 問5      | 家事分担                            |
| ひとり親家庭になったときの状況 | 問6      | ひとり親家庭になった時期                    |
|                 | 問7      | 前配偶者との婚姻期間                      |
|                 | 問8-1    | ひとり親家庭になった理由                    |
|                 | 問8-2    | 離婚を決意した主たる要因                    |
|                 | 問9      | ひとり親家庭になったとき仕事をしていたか            |
|                 | 問10     | 仕事をやめた理由                        |
| 仕事の状況           | 問11     | 現在の仕事                           |
|                 | 問12-1   | 現在の仕事についている年数                   |
|                 | 問12-2   | 就労形態                            |
|                 | 問12-3   | 仕事の種類                           |
|                 | 問12-4   | 勤務先の規模                          |
|                 | 問12-5   | 平均的な勤務時間と帰宅時間                   |
|                 | 問12-6   | 仕事上の悩み                          |
|                 | 問12-7   | 転職希望                            |
|                 | 問12-8 ア | 転職先の就労形態                        |
|                 | 問12-8 イ | 転職先の職種                          |
|                 | 問13-1   | 仕事をしていない理由                      |
|                 | 問13-2   | 今後の就職希望                         |
|                 | 問13-3 ア | 就職希望先の就労形態                      |
|                 | 問13-3 イ | 就職希望先の職種                        |
|                 | 問14     | 現在持っている資格・技能                    |
| 住まいの状況          | 問15     | 住宅の種類                           |
|                 | 問16     | ひとり親家庭になる前からの住宅かどうか             |
|                 | 問17     | 公営住宅への転居希望の有無                   |
| 世帯収入と生活費の状況     | 問18     | 世帯収入の状況                         |
|                 | 問19     | 年額の世帯総収入及び可処分所得、あなた自身の総収入及び就労収入 |
|                 | 問20     | 世帯の月平均の生活費                      |
|                 | 問21     | 生活費の中で特に支出額が多いもの                |
| 離婚の状況           | 問22     | 養育費の取り決めの有無                     |
|                 | 問23-1   | 養育費の支払いは取り決めどおりか                |
|                 | 問23-2   | 養育費の月額                          |
|                 | 問24     | 面会交流の取り決めの有無                    |
|                 | 問25-1   | 面会交流の状況                         |
|                 | 問25-2   | 面会交流の頻度                         |
|                 | 問26     | ひとり親家庭になった直後の気持ち                |
|                 | 問27     | ひとり親家庭になった直後の生活状況               |
| 育児・教育について       | 問28     | 子どもの進学についての希望                   |
|                 | 問29     | 子どもに関する悩み                       |
|                 | 問30     | 子ども（就学前児童）の世話を主にする人は誰か          |
|                 | 問31     | 放課後、長期休業中に子どもの世話をするのは誰か（小1～小3）  |
|                 | 問32     | 放課後、長期休業中に子どもの世話をするのは誰か（小4～小6）  |
|                 | 問33     | 塾や習い事に行っているか                    |
|                 | 問34     | 塾や習い事の内容                        |
|                 | 問35-1   | 生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の認知状況  |
|                 | 問35-2   | 学習支援の利用状況                       |
|                 | 問35-3   | 学習支援の利用希望                       |
|                 | 問35-4   | 学習支援の利用を希望しない理由                 |
|                 | 問36     | あなた自身の最終学歴                      |
|                 | 問37     | 子どもの学校での勉強の成績                   |

|                   | 調査項目  |                               |
|-------------------|-------|-------------------------------|
|                   | 番号    |                               |
|                   | 問38   | 文化芸術活動・自然体験・スポーツ活動の機会の有無      |
|                   | 問39   | 子どもに勉強を教える機会の有無               |
|                   | 問40   | 子どもの自己肯定感                     |
|                   | 問41   | 子どもと遊ぶ機会等の頻度                  |
|                   | 問42   | 子どもの朝食・夕食の状況                  |
|                   | 問43-1 | 子どもの夕食をつくる（料理をする）頻度           |
|                   | 問43-2 | 料理・外食等の状況                     |
|                   | 問44   | 子育てにかかる時間やお金等の優先度             |
| 子どもや近所の人等との関係について | 問45   | 家族・親戚以外で、日頃から子どもを見てもらえる人がいるか  |
| 日頃の悩みや相談          | 問46   | ひとり親家庭になった当時及び現在困ったこと         |
|                   | 問47   | ひとり親家庭になった当時及び現在困ったときに相談する人   |
|                   | 問48   | 悩み事などを相談された行政機関               |
|                   | 問49-1 | ひとり親家庭支援施策の利用の有無等             |
|                   | 問49-2 | ひとり親家庭支援施策以外の福祉施策の利用の有無等      |
|                   | 問50-1 | 京都市ひとり親家庭支援センターゆめあすを知っているか    |
|                   | 問50-2 | ゆめあすの事業を知っているか                |
|                   | 問50-3 | ゆめあすでのイベント等に参加したいか            |
|                   | 問50-4 | 必要としない理由                      |
|                   | 問51   | 住民実感                          |
|                   | 問52-1 | 市や国に要望したいこと                   |
|                   | 問52-2 | 要望したいことについて特に望むことや意見（自由記述）    |
|                   | 問53   | ひとり親家庭ということで何かつらい思いをしたか（自由記述） |

# 京都市ひとり親家庭に関する実態調査（案）

## 調査へのご協力をお願い

平素は、市政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

京都市では、本市にお住まいのひとり親家庭の皆様の福祉施策の充実を図ることを目的として、「京都市ひとり親家庭に関する実態調査」を実施いたします。この調査は、平成25年に引き続き実施するものです。

今回、住民基本台帳から対象者を無作為に抽出し、この調査票をお送りしております。

本調査は、無記名方式で実施し、回収した調査票は、すべて統計的に処理しますので、回答いただくことによって、あなたにご迷惑をおかけすることは一切ございません。

調査結果は、京都市の「ひとり親家庭自立促進計画」を含む「京都市未来こどもプラン」の次期計画を策定するための基礎資料として十分に活用してまいります。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成    年    月

京都市長 門川 大作

### 【ご記入に当たってのお願い】

- 1 この調査は、宛名ご本人がご回答ください。
- 2 この調査は、ひとり親家庭の皆様を対象としています。ひとり親家庭の方は最後の質問までご回答ください。
- 3 回答は「年月」や人数など、数字を記入するものと、該当する項目の選択肢番号に○印をつけるものがあります。回答がひとつのみ選択の場合や複数選択の場合がありますので、設問指示にしたがってお答えください。
- 4 「その他」にお答えのときは、（    ）内に具体的な内容をご記入ください。
- 5 年齢、家族構成など期日が関係する設問には    月    日現在でご回答ください。
- 6 ご記入後は、平成    年    月    日（    ）までに同封の返信用封筒に入れて、ポストに投かんしてください。

※ この調査票は、設定した条件に当てはまる方を機械処理により無作為に抽出してお送りしており、その抽出の仕組み上、ひとり親家庭ではないご家庭が対象とされている場合があります。そのような場合は、問1のみをご回答(問2以降は未記入のまま)のうえ、調査票をご返送ください。

【調査に関する問合せ先】京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課  
ひとり親家庭に関する実態調査担当  
電話 075-746-7625 FAX 075-251-1133

問1 あなたのご家庭は「母子家庭」又は「父子家庭」に該当しますか。下欄の説明を参考にして、当てはまるものに○をつけてください。

|         |         |          |
|---------|---------|----------|
| 1. 母子家庭 | 2. 父子家庭 | 3. 該当しない |
|---------|---------|----------|

**※母子家庭又は父子家庭について**

母子家庭又は父子家庭とは、現に配偶者がなく、20歳未満の子どもを育てている家庭をいいます。  
 ・死別、離婚、未婚など、現に配偶者のない方  
 ・配偶者の生死不明、家出などで、配偶者に遺棄されている方  
 などが該当します。

ただし、婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合は「母子家庭」又は「父子家庭」とはしません。また、単身赴任、出稼ぎ、子どもの就学の都合などによる一時別居も「母子家庭」又は「父子家庭」とはしません。

※母子家庭又は父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）でない方は、これで調査は終わりです。調査票は返信用封筒でご返送ください。

ひとり親家庭の方は、引き続き下の欄の問2から最後の質問までご回答ください。

ここからの質問は、ひとり親家庭の方のみお答えください。

**■あなたご自身のことと世帯の状況についてお聞きます。**

問2 あなたの生年月を記入してください。

|       |       |       |   |
|-------|-------|-------|---|
| 1. 昭和 | ( ) 年 | ( ) 月 | 生 |
| 2. 平成 | ( ) 年 | ( ) 月 | 生 |

問3 あなたのお子さん（平成 年 月 日現在で20歳未満のお子さんに限ります。）は、次のいずれに当てはまりますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、右の欄に同居、別居別の人数を記入してください。

|                  | 同居 | 別居 |
|------------------|----|----|
| 1. 乳児（0歳児）       | 人  | 人  |
| 2. 1歳～2歳児        | 人  | 人  |
| 3. 3歳～小学校入学前     | 人  | 人  |
| 4. 小学校1年～3年生     | 人  | 人  |
| 5. 小学校4年～6年生     | 人  | 人  |
| 6. 中学生           | 人  | 人  |
| 7. 高校生           | 人  | 人  |
| 8. 短大生・高専生       | 人  | 人  |
| 9. 大学生           | 人  | 人  |
| 10. 専門学校生・その他の学生 | 人  | 人  |
| 11. 仕事をしている子ども   | 人  | 人  |
| 12. 卒業した無職の子ども   | 人  | 人  |
| 13. その他（ ）       | 人  | 人  |

問4 世帯の人数（ご自分や問3に記入したお子さんは除く。）を記入してください。

| あなたの父母 | あなたの兄弟姉妹 | あなたの祖父母 | 20歳以上の子ども | その他  |
|--------|----------|---------|-----------|------|
| ( )人   | ( )人     | ( )人    | ( )人      | ( )人 |

■あなたのご家庭の家事の分担状況についてお聞きします。

問5 あなたのご家庭では、以下の家事は主にどなたが担当していますか。当てはまるすべての欄に○を記入してください。

|        | 掃除 | 洗濯 | 炊事 | 日用品の買物 |
|--------|----|----|----|--------|
| あなた    |    |    |    |        |
| 子ども    |    |    |    |        |
| その他の家族 |    |    |    |        |
| 家族以外   |    |    |    |        |

■ひとり親家庭になったときの状況についてお聞きします。

問6 ひとり親家庭になった時期について、年月を記入してください。

平成( )年( )月

（注）配偶者と2回以上離婚又は死別している場合は、もっとも近い場合について記入してください（以下の質問についても同じ）。

問7 前配偶者との婚姻期間について、当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1. 1年未満    | 2. 1～5年未満 |
| 3. 5～10年未満 | 4. 10年以上  |
| 5. なし      |           |

問8（1）ひとり親家庭となった理由について、当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| 1. 病死       | 2. その他の理由による死別 |
| 3. 離婚（協議）   | 4. 離婚（調停）      |
| 5. 離婚（審判）   | 6. 離婚（裁判）      |
| 7. 遺棄（家出など） | 8. 生死不明        |
| 9. 未婚での子の出生 | 10. その他（ ）     |

（2）離婚（3，4，5，6）を選択した方にお聞きします。離婚を決意した主たる要因は何ですか。当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 性格が合わない   | 2. 異性関係       |
| 3. 暴力をふるう    | 4. 浪費する       |
| 5. 酒を飲みすぎる   | 6. 親族と折り合いが悪い |
| 7. 家庭をかえりみない | 8. その他（ ）     |

問9 ひとり親家庭になられたとき、あなたは仕事をしていましたか。当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 1. 今と同じところで仕事をしていた  | → 【問11へ】 |
| 2. 今と違ったところで仕事をしていた | → 【問10へ】 |
| 3. 仕事をしていなかった       | → 【問11へ】 |

問10 その時していた仕事を辞めた理由について、当てはまる番号1つだけに○を付けてください。

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 収入がよくない             | 2. 勤め先が自宅から遠い         |
| 3. 健康がすぐれない            | 4. 仕事の内容がよくない         |
| 5. 職場環境になじめない          | 6. 労働時間が合わない          |
| 7. 社会保険がない又は不十分        | 8. 休みが少ない・自由にとれない     |
| 9. 身分が安定していない          | 10. 経験や能力が発揮できない      |
| 11. 自営業で就業していたが、離婚したため | 12. 子どもの世話・家事等との両立が困難 |
| 13. その他（               | ）                     |

## ■あなたの現在の仕事についてお聞きします。

問11 あなたは現在、収入を伴う仕事をしていますか。当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1つの仕事だけしている  | → 【問12へ】  |
| 2. 2つ以上の仕事をしている | → 【問12へ】  |
| 3. 仕事をしていない     | → 【5ページへ】 |

問12 収入を伴う仕事のある方だけにお聞きします。

（1）あなたが現在の仕事についてから何年になりますか。当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1. 1年未満   | 2. 1～3年未満  |
| 3. 3～5年未満 | 4. 5～10年未満 |
| 5. 10年以上  |            |

（注）2つ以上の仕事をされている場合は、主な仕事（収入、就労時間により判断してください）について記入してください。

（2）あなたの就労形態について、当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員        | 2. パート・アルバイト |
| 3. 契約・登録・派遣社員（職員） | 4. 自営業主      |
| 5. 家族従業者          | 6. 内職・在宅就業   |
| 7. その他（           | ）            |

（3）その仕事の種類について、当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

- |                                                 |   |
|-------------------------------------------------|---|
| 1. 専門技術を生かした仕事（保育士、教員、看護師、介護福祉士、弁護士、医師、デザイナーなど） |   |
| 2. 管理的な仕事（会社・官庁などの課長職以上）                        |   |
| 3. 事務的な仕事                                       |   |
| 4. 販売関係の仕事（店員、商品配達、セールス、外交員など）                  |   |
| 5. 接客などのサービス関係の仕事（美・理容師、飲食店員、家政婦など）             |   |
| 6. 技能及び労務関係の仕事（工員、職人、労務作業員など）                   |   |
| 7. その他（                                         | ） |

(4) 勤務先（自営業の方は家族従業員を含む）の規模（従業員数）について、当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

|           |             |           |
|-----------|-------------|-----------|
| 1. 1～4人   | 2. 5～9人     | 3. 10～29人 |
| 4. 30～99人 | 5. 100～299人 | 6. 300人以上 |

(5) あなたの普段の平均的な勤務時間（残業が恒常的になっている方はその時間も含む）はどのようになっていますか。また、仕事が終わって帰宅するのは何時ごろですか。午前・午後のいずれかに○をしたうえで（ ）内に具体的な時刻を記入してください。

ア 勤務時間

1. 定時制  
午前・午後（ ）時（ ）分～ 午前・午後（ ）時（ ）分まで

2. 交代制のため一定しない

イ 帰宅時間（定時制の方のみ記入してください。）  
午前・午後（ ）時（ ）分ごろ

(6) あなたの仕事上の悩みについて、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

|                       |                   |              |
|-----------------------|-------------------|--------------|
| 1. 収入がよくない            | 2. 勤め先が自宅から遠い     | 3. 健康がすぐれない  |
| 4. 仕事の内容がよくない         | 5. 職場環境になじめない     | 6. 労働時間が合わない |
| 7. 社会保険がない又は不十分       | 8. 休みが少ない・自由にとれない |              |
| 9. 身分が安定していない         | 10. 経験や能力が発揮できない  |              |
| 11. 子どもの世話・家事等との両立が困難 |                   |              |
| 12. その他（ ）            |                   |              |

(7) 現在、あなたは転職の希望をもっていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

|       |   |         |
|-------|---|---------|
| 1. ある | → | 【(8)へ】  |
| 2. ない | → | 【6ページへ】 |

(8) 転職の希望がある方だけにお聞きます。

ア 転職する場合、あなたは、どのような就労形態で働きたいと考えていますか。当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員        | 2. パート・アルバイト |
| 3. 契約・登録・派遣社員（職員） | 4. 自営業主      |
| 5. 家族従業者          | 6. 内職・在宅就業   |
| 7. その他（ ）         |              |

イ 転職する場合、あなたは、どのような種類の仕事につきたいと考えていますか。当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

|                                                 |
|-------------------------------------------------|
| 1. 専門技術を生かした仕事（保育士、教員、看護師、介護福祉士、弁護士、医師、デザイナーなど） |
| 2. 管理的な仕事（会社・官庁などの課長職以上）                        |
| 3. 事務的な仕事                                       |
| 4. 販売関係の仕事（店員、商品配達、セールス、外交員など）                  |
| 5. 接客などのサービス関係の仕事（美・理容師、飲食店員、家政婦など）             |
| 6. 技能及び労務関係の仕事（工員、職人、労務作業員など）                   |
| 7. その他（ ）                                       |

問 13 **現在、収入を伴う仕事がない方だけにお聞きします。**

(1) その理由は何ですか。当てはまる番号 1 つだけに○をつけてください。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 子どもの世話をしてくれる人がいない | 2. 病気で働けない        |
| 3. 求職中               | 4. 職業訓練を受けたり技術習得中 |
| 5. 家族の世話をするため仕事につけない | 6. 収入面で条件の合う仕事がない |
| 7. 勤務時間の面で条件の合う仕事がない | 8. 年齢的に条件の合う仕事がない |
| 9. その他 (             | )                 |

(2) あなたは今後、就職の希望はありますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- |       |   |          |
|-------|---|----------|
| 1. ある | → | 【(3)へ】   |
| 2. ない | → | 【問 14 へ】 |

(3) 就職の希望がある方だけにお聞きします。

ア 就職する場合、あなたは、どのような就労形態で働きたいと考えていますか。当てはまる番号 1 つだけに○をつけてください。

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 正社員・正職員        | 2. パート・アルバイト |
| 3. 契約・登録・派遣社員（職員） | 4. 自営業主      |
| 5. 家族従業者          | 6. 内職・在宅就業   |
| 7. その他 (          | )            |

イ 就職する場合、あなたは、どのような種類の仕事につきたいと考えていますか。当てはまる番号 1 つだけに○をつけてください。

- |                                                 |   |
|-------------------------------------------------|---|
| 1. 専門技術を生かした仕事（保育士、教員、看護師、介護福祉士、弁護士、医師、デザイナーなど） |   |
| 2. 管理的な仕事（会社・官庁などの課長職以上）                        |   |
| 3. 事務的な仕事                                       |   |
| 4. 販売関係の仕事（店員、商品配達、セールス、外交員など）                  |   |
| 5. 接客などのサービス関係の仕事（美・理容師、飲食店員、家政婦など）             |   |
| 6. 技能及び労務関係の仕事（工員、職人、労務作業員など）                   |   |
| 7. その他 (                                        | ) |

■あなたがお持ちの資格や技能についてお聞きます。

問 14 現在持っている資格など(当てはまるものすべて)と、今後とりたいと思っている資格など（主なもの3つまで）がありますか。当てはまる欄に○を記入してください。

|                  | 持っている<br>資格など | 持っている資格の<br>うち仕事（就職）に<br>役立っている資格 | とりたい<br>資格など |
|------------------|---------------|-----------------------------------|--------------|
| 1. 看護師・保健師       |               |                                   |              |
| 2. 栄養士           |               |                                   |              |
| 3. 調理師           |               |                                   |              |
| 4. 製菓衛生師         |               |                                   |              |
| 5. 美容師・理容師       |               |                                   |              |
| 6. 弁護士・司法書士・行政書士 |               |                                   |              |
| 7. 保育士           |               |                                   |              |
| 8. 教諭            |               |                                   |              |
| 9. パソコン          |               |                                   |              |
| 10. 簿記・速記        |               |                                   |              |
| 11. ホームヘルパー      |               |                                   |              |
| 12. 介護福祉士        |               |                                   |              |
| 13. 医療事務         |               |                                   |              |
| 14. 歯科衛生士・歯科技工士  |               |                                   |              |
| 15. 理学療法士        |               |                                   |              |
| 16. 作業療法士        |               |                                   |              |
| 17. 大型・第二種自動車免許  |               |                                   |              |
| 18. 言語聴覚士        |               |                                   |              |
| 19. 柔道整復師        |               |                                   |              |
| 20. 鍼灸師          |               |                                   |              |
| 21. 臨床工学技士       |               |                                   |              |
| 22. 視能訓練士        |               |                                   |              |
| 23. 管理栄養士        |               |                                   |              |
| 24. 精神保健福祉士      |               |                                   |              |
| 25. 臨床検査技師       |               |                                   |              |
| 26. 放射線技師        |               |                                   |              |
| 27. その他          | ( )           | ( )                               | ( )          |
| 28. 特にない         |               |                                   |              |

## ■現在のお住まいについてお聞きます。

問 15 お住まいになっている住宅の種類について、当てはまる番号 1 つだけに○をつけてください。

|               |                  |            |
|---------------|------------------|------------|
| 1. 持ち家（本人名義）  | 2. 公営住宅（府・市営）    | 3. 公社・公団住宅 |
| 4. 社宅         | 5. 賃貸住宅          | 6. 間借り     |
| 7. 実家や親戚の家に同居 | 8. 母子生活支援施設（母子寮） |            |
| 9. その他（       |                  | ）          |

問 16 現在の住宅に住まれるようになったのは、ひとり親家庭になる前からですか。それともひとり親家庭になってからですか。当てはまる番号に○をつけてください。

|                 |
|-----------------|
| 1. ひとり親家庭になる前から |
| 2. ひとり親家庭になってから |

問 17 公営住宅（府・市営）への転居の希望はありますか。当てはまる番号に○をつけてください。

|       |       |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

## ■あなたの世帯の収入状況・生活費についてお聞きます。

問 18 あなたの世帯の収入は、何によってまかなわれていますか。最も収入の多いもの 1 つだけに○をつけてください。また、それ以外に収入のある場合、当てはまるものすべてに○をつけてください。

|                        | 最も収入の<br>多いもの<br>（ひとつだけに○） | それ以外<br>（当てはまるものす<br>べてに○） |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1. あなたの仕事の収入           |                            |                            |
| 2. 子どもの仕事の収入           |                            |                            |
| 3. その他の家族や同居人の収入       |                            |                            |
| 4. 別居している親や他の家族からの援助   |                            |                            |
| 5. 財産収入（預金利子、不動産収入）    |                            |                            |
| 6. 年金・労災などの収入          |                            |                            |
| 7. 離別した配偶者からの養育費や援助    |                            |                            |
| 8. 児童扶養手当（特別児童扶養手当を含む） |                            |                            |
| 9. 児童手当                |                            |                            |
| 10. 預金の引出し             |                            |                            |
| 11. 生活保護費              |                            |                            |
| 12. その他（               | ）                          |                            |

（注）「あなたの世帯」とは、あなたと住居及び生計を共にしている世帯員すべてをいいます。

問 19 昨年（平成 29 年）1 年間の収入はどのくらいでしたか。あなたの世帯全員及びあなた自身の総収入，並びにあなた自身の就労収入について，それぞれ当てはまるもの 1 つだけに○をつけてください。

（※ 年間総収入には，すべての収入（生活保護法に基づく給付，児童扶養手当等の社会保障給付金，就労収入，別れた配偶者等からの養育費，親からの仕送り，家賃・地代の収入等）を含んでください。）

（※ 可処分所得とは，実収入から税金や社会保険料等を引いたいわゆる手取り収入のことです。）

|                  | 世帯全員の<br>総収入 | 世帯の<br>可処分所得 | あなた自身の<br>総収入 | あなた自身の<br>就労収入 |
|------------------|--------------|--------------|---------------|----------------|
| 1. 50 万円未満       |              |              |               |                |
| 2. 50～100 万円未満   |              |              |               |                |
| 3. 100～150 万円未満  |              |              |               |                |
| 4. 150～200 万円未満  |              |              |               |                |
| 5. 200～250 万円未満  |              |              |               |                |
| 6. 250～300 万円未満  |              |              |               |                |
| 7. 300～350 万円未満  |              |              |               |                |
| 8. 350～400 万円未満  |              |              |               |                |
| 9. 400～500 万円未満  |              |              |               |                |
| 10. 500～600 万円未満 |              |              |               |                |
| 11. 600～700 万円未満 |              |              |               |                |
| 12. 700～800 万円未満 |              |              |               |                |
| 13. 800 万円以上     |              |              |               |                |

問 20 あなたの世帯の月平均の生活費を記入してください。

約（ ）万円程度

問 21 あなたの世帯の生活費の中で，特に支出額の多いものは何ですか。金額の多い順に 3 つまで選んでください。

- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 1. 食費       | 2. 住宅費（家賃・ローンを含む）        |
| 3. 光熱・水道費   | 4. 教育費                   |
| 5. 医療費      | 6. 交際費                   |
| 7. 税金・社会保険料 | 8. ローン（借金）などの返済（住宅ローン除く） |
| 9. 仕送り      | 10. 車の維持費                |
| 11. その他（ ）  | 12. 特にかさむものはない           |

| 1 位 | 2 位 | 3 位 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |

■離婚された方だけにお聞きます。

問 22 あなたは、離婚した配偶者との間に「養育費」に関する取り決めをしましたか。当てはまる番号に○をつけてください。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 文書で取り決めをしている   | → 【問 23 へ】 |
| 2. 文書以外で取り決めをしている | → 【問 23 へ】 |
| 3. 取り決めをしていない     | → 【問 24 へ】 |

問 23 養育費に関する取り決めをした方だけにお聞きます。

(1) 支払いは取り決めどおりに行われていますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- |                         |            |
|-------------------------|------------|
| 1. 支払われている              | → 【(2) へ】  |
| 2. 支払われたり、支払われなかったりしている | → 【(2) へ】  |
| 3. 支払われていない             | → 【問 24 へ】 |
| 4. 受け取りは終わった            | → 【問 24 へ】 |

(2) 取り決めによる養育費の月額を記入してください。また、その養育費は、何人のお子さんを対象としたものですか。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 月額 約 ( ) 円 | 対象となるお子さんの人数 ( ) 人 |
| 2. 決まっていない    |                    |

問 24 あなたは、離婚した配偶者との間に「面会交流」に関する取り決めをしましたか。当てはまる番号に○をつけてください。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| 1. 文書で取り決めをしている   | → 【問 25 へ】 |
| 2. 文書以外で取り決めをしている | → 【問 25 へ】 |
| 3. 取り決めをしていない     | → 【問 26 へ】 |

問 25 面会交流に関する取り決めをした方だけにお聞きます。

(1) 面会交流の状況について、当てはまる番号に○をつけてください。

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| 1. 現在、面会交流を行っている          | → 【(2) へ】  |
| 2. 過去に行ったことがあるが、現在は行っていない | → 【(2) へ】  |
| 3. 面会交流を行ったことがない          | → 【問 26 へ】 |

(2) 面会交流の頻度のうち、当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- |                |            |                |
|----------------|------------|----------------|
| 1. 月 2 回以上     | 2. 月 1 回程度 | 3. 2～3 箇月に 1 回 |
| 4. 4～6 箇月に 1 回 | 5. 長期休暇中   | 6. その都度協議して決める |
| 7. その他 ( )     |            |                |

問 26 ひとり親家庭になった直後のお気持ちはどうでしたか。当てはまる番号 1 つだけに○をつけてください。

- |                                                   |
|---------------------------------------------------|
| 1. すでに気持ちの整理がついていたので困惑しなかったし、不安もなかった              |
| 2. すでに気持ちの整理がついていたので困惑しなかったが、今後のことを考えると不安な気持ちになった |
| 3. 気持ちの整理がつかず困惑し、今後のことは何も考えられなかった                 |
| 4. なんとかなると深く考えなかった                                |
| 5. その他 ( )                                        |
| 6. わからない                                          |



■小学校1年生から3年生までのお子さんがおられる方にお聞きます。

問31 放課後、又は小学校長期休暇中、そのお子さんを主にどなたがみていますか。当てはまる番号1つだけに○をつけてください。(小学校1年生から3年生までのお子さんが複数いて回答が異なる場合は、それぞれに○をつけてください。)

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| 1. あなた自身        | 2. 同居の家族                   |
| 3. 実家や親戚など      | 4. 近所の人                    |
| 5. 友人や知人        | 6. ベビーシッター・家政婦             |
| 7. 認可外保育施設      | 8. 学童クラブ・放課後ほっと広場(ゆうゆうクラブ) |
| 9. 児童館(8以外での利用) | 10. 学習塾・習い事                |
| 11. その他( )      |                            |

■小学校4年生から6年生までのお子さんがおられる方にお聞きます。

問32 放課後、又は小学校長期休暇中、そのお子さんを主にどなたがみていますか。当てはまる番号1つだけに○をつけてください。(小学校4年生から6年生までのお子さんが複数いて回答が異なる場合は、それぞれに○をつけてください。)

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| 1. あなた自身        | 2. 同居の家族                   |
| 3. 実家や親戚など      | 4. 近所の人                    |
| 5. 友人や知人        | 6. ベビーシッター・家政婦             |
| 7. 認可外保育施設      | 8. 学童クラブ・放課後ほっと広場(ゆうゆうクラブ) |
| 9. 児童館(8以外での利用) | 10. 学習塾・習い事                |
| 11. その他( )      |                            |

■小学校1年生から高校3年生までのお子さんがおられる方にお聞きます。

問33 お子さんを学習塾や習い事に通わせていますか。当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

1. 通わせている → 【問34へ】  
 通わせていない(2. 必要がない 3. 時間の確保が困難 4. 経済的に困難) → 【問35へ】

問34 学習塾や習い事に通わせている方だけにお聞きます。どのようなところに通わせていますか。また、1箇月の月謝はどのくらいですか。お子さんごとに生年月を記入してお答えください。

- |           |                |            |
|-----------|----------------|------------|
| 1. 学習塾    | 2. そろばん教室・習字教室 | 3. 音楽・絵画教室 |
| 4. スポーツ教室 | 5. 英会話         | 6. その他( )  |

|   | 生年月 |   |     | 番号(複数可) | 月謝の額(合計) |
|---|-----|---|-----|---------|----------|
| 1 | 平成  | 年 | 月 生 |         | ( )円     |
| 2 | 平成  | 年 | 月 生 |         | ( )円     |
| 3 | 平成  | 年 | 月 生 |         | ( )円     |
| 4 | 平成  | 年 | 月 生 |         | ( )円     |

問 35 「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」についてお聞きします（同学習会は、家庭環境や学力面で高校進学に課題を抱える被保護世帯，経済的困窮等により支援を必要とするひとり親家庭及び京都市生活困窮者自立支援相談支援事業実施要綱に基づく自立相談支援機関が支援する生活困窮世帯の子どもに対して無料で実施される学習会です。）。

（１）「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」が実施されていることはご存知ですか。

- |          |   |        |         |   |        |
|----------|---|--------|---------|---|--------|
| 1. 知っている | → | 【(2)へ】 | 2. 知らない | → | 【(3)へ】 |
|----------|---|--------|---------|---|--------|

（２）「生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援」を利用したことはありますか。

- |              |   |          |              |   |        |
|--------------|---|----------|--------------|---|--------|
| 1. 利用したことがある | → | 【問 36 へ】 | 2. 利用したことがない | → | 【(3)へ】 |
|--------------|---|----------|--------------|---|--------|

（３）利用してみたいと思いますか。

- |       |   |          |         |   |        |
|-------|---|----------|---------|---|--------|
| 1. 思う | → | 【問 36 へ】 | 2. 思わない | → | 【(4)へ】 |
|-------|---|----------|---------|---|--------|

（４）利用してみたいと思わない理由はなんですか。当てはまる番号に○をつけてください（複数回答可）。

- |               |            |                  |
|---------------|------------|------------------|
| 1. 学力に不安がない   | 2. 部活動が忙しい | 3. 学習塾や習い事に通っている |
| 4. 家族の家事等で忙しい | 5. その他（    | ）                |

問 36 あなたの最終学歴について，当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- |         |           |              |
|---------|-----------|--------------|
| 1. 中学校  | 2. 高校     | 3. 高等専門学校    |
| 4. 短大   | 5. 大学・大学院 | 6. 専修学校・各種学校 |
| 7. その他（ |           | ）            |

※以下の問 37～41 の質問については，お子さんが複数いる場合は，最も適当と思われる箇所 1 つに○をつけてください。

問 37 お子さんの学校での成績について，当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- |            |             |          |
|------------|-------------|----------|
| 1. 成績良好    | 2. まあまあ良好   | 3. 普通    |
| 4. やや遅れている | 5. かなり遅れている | 6. わからない |

問 38 お子さんについて，学校の授業以外で，過去 1 年間に，自宅以外での文化芸術活動（映画，音楽，絵画，写真，演劇，能・狂言・歌舞伎などの鑑賞，体験など）や自然体験（山登り，海水浴，川遊び，キャンプなど），スポーツ活動を行う機会の程度について，それぞれに当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

|        |                          |                         |                      |
|--------|--------------------------|-------------------------|----------------------|
| 文化芸術活動 | 1. 週 1 回以上<br>4. 年 1 回以上 | 2. 月 1 回以上<br>5. まったくない | 3. 年数回以上<br>6. わからない |
| 自然体験   | 1. 週 1 回以上<br>4. 年 1 回以上 | 2. 月 1 回以上<br>5. まったくない | 3. 年数回以上<br>6. わからない |
| スポーツ活動 | 1. 週 1 回以上<br>4. 年 1 回以上 | 2. 月 1 回以上<br>5. まったくない | 3. 年数回以上<br>6. わからない |

問 39 あなたは，お子さんに対し，宿題を見るなど，勉強を教えることがありますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- |         |           |          |       |
|---------|-----------|----------|-------|
| 1. よくある | 2. ときどきある | 3. あまりない | 4. ない |
|---------|-----------|----------|-------|

問 40 お子さんの様子について、それぞれに当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

|                                 | 1. できる | 2. どちらか<br>という<br>と<br>できる | 3. どちらか<br>いうと<br>できない | 4. できない | 5. わからない |
|---------------------------------|--------|----------------------------|------------------------|---------|----------|
| 将来の明るい希望<br>を話することができる          | 1      | 2                          | 3                      | 4       | 5        |
| 自信を持って、行<br>動したり人と関わ<br>ることができる | 1      | 2                          | 3                      | 4       | 5        |
| 目標に向かって努<br>力することができる           | 1      | 2                          | 3                      | 4       | 5        |

問 41 お子さんが、朝食・夕食を 1 週間に何日程度食べているか、誰と食べていることが多いかについて、それぞ  
れに当てはまる番号に○をつけてください。

|                                             | 朝食                                                                                     | 夕食                                                                                     |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 週間に何日程度食べていま<br>すか<br>(あてはまる番号 1 つに○)     | 1. ほぼ毎日<br>2. 週に 4～5 日<br>3. 週に 2～3 日<br>4. ほとんど食べない<br>5. わからない                       | 1. ほぼ毎日<br>2. 週に 4～5 日<br>3. 週に 2～3 日<br>4. ほとんど食べない<br>5. わからない                       |
| 誰と食べる人が多いですか<br>(お子さんから見て、当てはま<br>る番号すべてに○) | 1. 母親 2. 父親<br>3. 祖母 4. 祖父<br>5. きょうだい(兄弟姉妹)<br>6. 本人(お子さん)のみ<br>7. その他( )<br>8. わからない | 1. 母親 2. 父親<br>3. 祖母 4. 祖父<br>5. きょうだい(兄弟姉妹)<br>6. 本人(お子さん)のみ<br>7. その他( )<br>8. わからない |

## ■小学校6年生までのお子さんがおられる方にお聞きします。

問 42 あなたは、お子さんと遊ぶ(外出、からだを動かして遊ぶ、トランプ・ごっこ遊びなど全般)機会は、どの程度ありま  
すか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ほぼ毎日     | 2. 週に 3～4 日 | 3. 週に 1～2 日 |
| 4. 月に 1～2 日 | 5. めったにない   |             |

## ■高校3年生までのお子さんがおられる方にお聞きします。

問 43

(1) あなたのご家庭では、お子さんの夕食をつくる(料理する)ことがどの程度ありますか。当てはまる番号  
1 つに○をつけてください。

|                        |                       |               |
|------------------------|-----------------------|---------------|
| 1. ほとんど毎日              | 2. 週に 4～5 日程度         | 3. 週に 2～3 日程度 |
| 4. 月に数日(休日など) → 【(2)へ】 | 5. ほとんどつくらない → 【(2)へ】 |               |

(2) (1) で「4. 月に数日(休日など)」, 又は「5. ほとんどつくらない」と回答された方だけにお聞きします。

お子さんの食事で最も多いものについて、当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 外食  
2. スーパーやコンビニ等で購入するお惣菜、弁当  
3. インスタント・レトルト食品  
4. お菓子  
5. 親戚、知人がつくった食事  
6. わからない  
7. その他（ ）

問 44 日々の生活において、子育てにかかる時間やお金などの優先度をどのようにお考えですか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 最も優先すべき  
2. できるなら優先すべき  
3. 他に優先すべきことがある  
4. わからない

■お子さんや近所の人等との関係についてお聞きます。

問 45 家族・親戚以外で、あなたが日頃からお子さんをみてもらったりすることのできる人はどなたですか。当  
てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 近所の人
2. 職場・仕事に関係のある人
3. お子さんを通じての友人（保育園（所）などの保護者会やスポーツ少年団など）
4. あなたの趣味やスポーツなどを通じた活動の仲間
5. あなたの社会的活動を通じた活動の仲間
6. 学生時代の友人
7. その他（ ）
8. 特にいない

■日頃の悩みや相談のことについてお聞きます。

問 46 あなたが、ひとり親家庭になった当時、困ったことは何ですか。また、現在困っていることがありますか。  
当てはまるすべての欄に○をつけてください。

|                     | 当 時 | 現 在 |
|---------------------|-----|-----|
| 1. 子どもの養育・教育        |     |     |
| 2. 家事               |     |     |
| 3. あなたの就職や仕事        |     |     |
| 4. 住居               |     |     |
| 5. 病気や医療            |     |     |
| 6. 相談相手がいらないこと      |     |     |
| 7. 勤務先や近所との付き合い     |     |     |
| 8. 家族や親戚との付き合い      |     |     |
| 9. 異性との付き合い・再婚のこと   |     |     |
| 10. 老後のこと           |     |     |
| 11. 経済的なこと          |     |     |
| 12. ひとり親家庭に対する差別や偏見 |     |     |
| 13. その他（ ）          |     |     |
| 14. 困っていることはない      |     |     |

問 47 あなたが、ひとり親家庭になられた当時、困った問題が起きた場合、どなたに相談しましたか。また、現在どなたに相談しますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

|                        | 当 時 | 現 在 |
|------------------------|-----|-----|
| 1. 自分で解決               |     |     |
| 2. 自分の子どもの相談           |     |     |
| 3. 両親・親戚などに相談          |     |     |
| 4. 友人・知人に相談            |     |     |
| 5. 近所の人に相談             |     |     |
| 6. 職場の上司・同僚に相談         |     |     |
| 7. 公的な機関に相談            |     |     |
| 8. 前の配偶者に相談            |     |     |
| 9. その他（ ）              |     |     |
| 10. 相談相手がいらない、方法がわからない |     |     |

(7に○をつけられた方は問 48 へ)

問 48 あなたが、これまで悩みごとなどを相談したことがある公の機関等はどれですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 民生・児童委員・主任児童委員
2. 市政協力委員や町内会長など
3. 市会議員・府議会議員
4. 保健福祉センター子どもはぐくみ室
5. 児童福祉センター（児童相談所・発達相談所）
6. 京都市ひとり親家庭支援センター（ゆめあす）
7. 市民相談・区民相談
8. 京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）
9. 京都府男女共同参画センター（らら京都）
10. 公共職業安定所（ハローワーク）
11. マザーズハローワーク烏丸御池
12. マザーズジョブカフェ（京都テルサ内）
13. 交通事故相談所
14. 家庭裁判所
15. 警察署
16. 保育園（所）・幼稚園・認定こども園
17. 児童館
18. 学校
19. 弁護士会の法律相談センター
20. 日本司法支援センター（法テラス）
21. その他（

）

■現在行われている福祉施策等についてお聞きます。

問 49 あなたが知っている、又は利用したことのある制度・施策について、当てはまるすべての欄に○をつけてください。

(1) ひとり親家庭支援施策

|                                                                                                             | 知っている | 利用している・<br>利用したことがある |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------|
| 1. 児童扶養手当<br>18歳に達して以後、最初の3月31日までの子どものいるひとり親家庭に支給される手当                                                      |       |                      |
| 2. 母子父子寡婦福祉資金貸付制度<br>ひとり親家庭等の方に対する各種資金の貸し付けを行う制度                                                            |       |                      |
| 3. 母子生活支援施設（野菊荘、本願寺ウィスタリアガーデン、東山ファミリーホーム、ヴェインテ）<br>母子家庭の母と18歳未満の子が一緒に入所できる児童福祉施設                            |       |                      |
| 4. ひとり親家庭等医療費支給制度<br>ひとり親家庭等の親と子がお医者さんなどにかかったときに、窓口で支払われる医療費を助成する制度                                         |       |                      |
| 5. ひとり親家庭等日常生活支援事業<br>ひとり親家庭等の方が、自立促進のために必要な事由や傷病や冠婚葬祭など主に一時的に家事・育児にお困りの場合に家庭生活支援員を派遣する事業                   |       |                      |
| 6. 公営住宅の優先入居<br>住宅に困っているひとり親家庭の方が公営住宅に優先的に入居できる制度                                                           |       |                      |
| 7. 自立支援教育訓練給付金事業<br>厚生労働大臣指定講座等を受講し、修了した場合に支払った入学金及び受講料の最大8割に相当する額が支給される事業                                  |       |                      |
| 8. 高等職業訓練促進給付金等事業<br>1年以上のカリキュラムを必要とする看護師等の対象資格を取得のため、専門学校等で修学している場合に、修業期間中に訓練促進費を支給する事業                    |       |                      |
| 9. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金<br>高等職業訓練促進給付金を受給し、将来取得した資格が必要な業務に従事しようとする方に対し、養成機関の入学時及び養成機関の課程を修了し資格を取得した時に、貸し付けを行う制度 |       |                      |
| 10. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<br>高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の親又は児童に対し、支払った入学金及び受講料の最大8割に相当する額が支給される事業    |       |                      |
| 11. 生活保護世帯等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援<br>家庭環境や学力面で高校進学に課題を抱える非保護世帯、経済的困窮等により支援を必要とするひとり親家庭等の子どもに対して無料の学習会を実施する事業    |       |                      |

(2) その他福祉施策

|                    | 知っている | 利用している・利用したことがある |
|--------------------|-------|------------------|
| 手当・助成              |       |                  |
| 1. 入院助産制度          |       |                  |
| 2. 出産育児一時金         |       |                  |
| 3. 子ども医療費支給制度      |       |                  |
| 4. 児童手当            |       |                  |
| 5. 京都市高校進学・修学支援金   |       |                  |
| 子育て支援              |       |                  |
| 6. スマイルママ・ホッと事業    |       |                  |
| 7. 育児支援ヘルパー派遣事業    |       |                  |
| 8. 産前産後ヘルパー派遣事業    |       |                  |
| 子どもを預ける            |       |                  |
| 9. 保育園・認定こども園      |       |                  |
| 10. ファミリーサポート事業    |       |                  |
| 11. 学童クラブ事業（児童館）   |       |                  |
| 12. ショートステイ        |       |                  |
| 13. トワイライトステイ      |       |                  |
| 障害のある子どもへの支援       |       |                  |
| 14. 特別児童扶養手当       |       |                  |
| 15. 障害児福祉手当        |       |                  |
| 16. 重度心身障害者医療費支給制度 |       |                  |
| 17. 自立支援医療         |       |                  |
| 18. 放課後等デイサービス事業   |       |                  |
| その他                |       |                  |
| 19. 生活保護           |       |                  |
| 20. 職業訓練手当支給制度     |       |                  |

問 50 京都市ひとり親家庭支援センターゆめあすについてお聞きします（京都市ひとり親家庭支援センターゆめあすは、京都市が、ひとり親家庭の相談や交流を始め、自立に向けた支援事業に総合的に取り組む拠点として設置している施設です。）。

（1）京都市ひとり親家庭支援センターゆめあすを知っていますか。

|          |         |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

(2) 下表の1から12の京都市ひとり親家庭支援センターゆめあすの事業を知っていたり、これまでに利用したことがありますか。また興味がありますか。該当するものすべてに○をつけてください。

|                                                      | 知っている | これまでに利用したことがある | 興味がある |
|------------------------------------------------------|-------|----------------|-------|
| 1. 就業の相談                                             |       |                |       |
| 2. 仕事に役立つセミナー<br>(就職準備セミナー)                          |       |                |       |
| 3. 自立支援プログラム<br>ハローワークと連携しつつ、自立支援計画に沿った自立、就職支援を行う。   |       |                |       |
| 4. パソコン講習会                                           |       |                |       |
| 5. パソコン自習支援<br>京都市ひとり親家庭支援センターゆめあすのパソコンを使用して、自習等を行う。 |       |                |       |
| 6. 無料法律相談                                            |       |                |       |
| 7. 養育費・子どもとの面会交流などの相談                                |       |                |       |
| 8. 日常生活の相談                                           |       |                |       |
| 9. 親と子の交流会<br>(バーベキュー等)                              |       |                |       |
| 10. 生活に役立つセミナー<br>(育児、クッキング、健康づくりに関する講習等)            |       |                |       |
| 11. mama*cafe<br>(お母さんの交流会)                          |       |                |       |
| 12. 着物の貸出し                                           |       |                |       |

(3) 京都市ひとり親家庭支援センターゆめあすでのひとり親家庭の方のみを対象としたイベントや、参加者同士での情報交換や意見交換ができる場に参加したいですか。

|                                                               |
|---------------------------------------------------------------|
| 1. 参加したい<br>2. 母子(父子)家庭だけが対象なら参加したい<br>3. 参加したくない<br>4. わからない |
|---------------------------------------------------------------|

(4) (3)で「3. 参加したくない」、「4. わからない」と答えた方にお聞きします。参加したくない、わからない理由について当てはまる番号1つだけに○をつけてください。

|                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 参加する時間がない<br>2. 参加する必要性を感じない<br>3. 参加するのが面倒<br>4. 自分の家庭の事情を他人に知られたくない<br>5. その他 ( ) |
|----------------------------------------------------------------------------------------|

■行政施策等についてお聞きします。

問 51 下記の問いについてあなたの実感に近いものに○をつけてください。(項目ごとに○は1つ)

|                                                | そう思う | どちらか<br>という<br>そう思う | どちらと<br>もいえ<br>ない | どちらか<br>という<br>そう思<br>わない | そう思<br>わない |
|------------------------------------------------|------|---------------------|-------------------|---------------------------|------------|
| 1. 乳幼児健診でのアドバイスやアフターフォローが充実している                | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 2. 身近に小児医療が受けられる環境が整っているので安心できる                | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 3. 必要な時に保育施設等や学童クラブ等を利用できる環境である                | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 4. 保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）の時に、必要な支援を受けられる環境である | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 5. 障害や、保護者の養護が足りないなど、配慮を要する子どもの状況に応じた支援が行われている | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 6. 子どもがいても仕事と生活は両立できる環境である                     | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 7. 子育てに不安を感じたとき気軽に相談できるところがある                  | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 8. 子どもへの教育環境は充実している                            | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 9. 青少年が健全に育つ環境である                              | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 10. 身近に、自宅以外の子どもの居場所や遊び場がある                    | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 11. 世間には、ひとり親家庭に対する偏見があると思う                    | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |
| 12. 子どもがいなかったら生活が楽になると思うことがある                  | 1    | 2                   | 3                 | 4                         | 5          |

(1) ひとり親家庭の自立・安定を図るため、あなたが市や国に要望したいことは何ですか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 職業訓練の場や働く機会を増やすなど安定的な就業の支援を充実する
2. 市営住宅などの公営住宅を増やすなど居住の確保がしやすい環境を整備する
3. 健康診断や保健相談・指導を充実する
4. 医療や介護サービスを充実する
5. 保育園（所）を整備する
6. 学童保育の場を増やす
7. 生活上の悩みの相談窓口を充実する
8. 学習や教養などを身につける機会を増やす
9. スポーツやレクリエーションに参加できる機会を増やす
10. いろいろな施設や制度のPRを充実する
11. 民間ボランティアや社会福祉団体を育成する
12. ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる
13. 年金・手当など経済的支援を充実する
14. 子どもの居場所づくりや学習支援
15. 養育費確保のためのアドバイス
16. その他（ ）
17. 特に要望はない

(2) (1) で○を付けた選択肢について、特に望むことやご意見がありましたらお聞かせください。

---

---

---

---

問 53 ひとり親家庭ということで、これまで何かつらい思いをされたことがありましたら、お聞かせください。

---

---

---

---

お忙しいところ、アンケートにご協力いただきありがとうございました。  
この調査票は、平成 年 月 日（ ）までに、  
同封の返信用封筒に入れて、ポストに投かんしてください。

## 第8章 ひとり親家庭の自立促進 （「京都市ひとり親家庭自立促進計画」）

### 現状と課題

#### ア ひとり親家庭の支援を巡る状況

国におけるひとり親家庭等への支援施策については、戦後の戦争未亡人対策から始まり、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付など、主に母子家庭を対象に経済的支援を中心とした施策が進められてきました。

その後、離婚件数の増加に伴いひとり親家庭、特に母子家庭が増加したことや、臨時・パートタイムの形態の就労の割合が高まったことなど、ひとり親家庭を巡る状況の変化に応じて、子育てをしながら母がより条件の良い仕事に就き、経済的に自立するための自立支援策の必要性が一層高まりました。そのため、ひとり親自身の就労等による自立を促進し生活の安定と向上を図ることにより、子どもの健全な育成を目指すために、2002（平成14）年に就業・自立に向けた総合的な支援策へと制度の再構築が図られ、支援施策が充実してきています。

京都市においても、高等職業訓練促進給付金等事業や自立支援教育訓練給付金事業などの就職に有利な資格取得を促進する事業を実施し、また、就業相談において家庭状況や個々の適性に応じた適切な助言を行う就業・自立支援センター事業の実施や、子どもの養育費確保についての相談・支援の実施など、ひとり親家庭に対する様々な自立支援施策を実施しており、これらの施策の一層効果的な展開が求められています。

また、父子家庭においても、母子家庭と同様に就業と子育ての両立が困難であることに加え、経済情勢等の影響により経済的に厳しい状況にあるため支援を必要とする家庭があることから、2010（平成22）年度から児童扶養手当の支給対象となったほか、京都市においても支援施策の対象を順次父子家庭に拡大してきました。

さらに、2014（平成26）年10月に母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法へと改正され、父子家庭についても、母子家庭と同様に支援対象であることが法律上明文化されましたが、母子家庭と比較すると施策の認知度が低いことから、情報提供の更なる充実が必要です。

#### イ ひとり親家庭の増加

ひとり親家庭となった理由について、「京都市ひとり親家庭実態調査」（以下「ひとり親家庭調査」という。）では、母子家庭については、「離婚」が80.6%（前回調査（2008（平成20）年度実施）では78.4%）、「死別」が8.2%（前回調査9.1%）、父子家庭については、「離婚」が67.1%（前回調査70.3%）、「死別」が26.1%（前回調査22.1%）となっており、「離婚」が大部分を占めています。

京都市における近年の離婚件数は、1989（平成元）年以降増加し、2002（平成14）年の3,521件をピークに減少傾向にはありますが、2013（平成25）年で2,582件と、なお高い水準となっています。

このように高い水準にある離婚件数を背景として、京都市のひとり親家庭数は増加傾向にあ

り、2013（平成25）年度の推計世帯数は母子家庭で20,860世帯、父子家庭で2,310世帯となっており、2008（平成20）年度の推計世帯数（母子家庭19,379世帯、父子家庭2,258世帯）と比較すると、母子家庭では7.6%、父子家庭では2.3%増加しています。



### ひとり親世帯の状況

#### 【全国】

|      | 区分                   | 平成17年      | 平成22年      | 増減率   |
|------|----------------------|------------|------------|-------|
| 母子   | 母子家庭数                | 749,048    | 755,972    | 0.9%  |
|      | 母子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む） | 922,168    | 1,081,699  | 17.3% |
| 父子   | 父子家庭数                | 92,285     | 88,689     | △3.9% |
|      | 父子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む） | 166,198    | 204,192    | 22.9% |
| 全世帯数 |                      | 49,566,305 | 51,950,504 | 4.8%  |

#### 【京都市】

|      | 区分                   | 平成17年   | 平成22年   | 増減率   |
|------|----------------------|---------|---------|-------|
| 母子   | 母子家庭数                | 10,062  | 9,793   | △2.7% |
|      | 母子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む） | —       | 12,771  | —     |
| 父子   | 父子家庭数                | 930     | 895     | △3.8% |
|      | 父子家庭数（他の世帯員がいる世帯を含む） | —       | 1,729   | —     |
| 全世帯数 |                      | 641,455 | 680,634 | 6.1%  |

資料：総務省統計局「国勢調査」2005（平成17）年及び2010（平成22）年

※ 国勢調査における母子家庭、父子家庭とは、未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみで構成される世帯（他の世帯員がいない）をいい、「他の世帯員がいる世帯」とは、祖父母等他の世帯員と同居している場合をいう。

※ 2010（平成22）年の調査時に統計分類が変更され、新たに「他の世帯員がいる」母子家庭、父子家庭の数が追加された。その際、全国の調査結果については2005（平成17）年以前のものも選別集計が行われ、公表されている。

### 国勢調査結果を基に推計した京都市のひとり親家庭数

| 区分    | 平成20年度  | 平成25年度  | 増減率  |
|-------|---------|---------|------|
| 母子家庭数 | 19,379  | 20,860  | 7.6% |
| 父子家庭数 | 2,258   | 2,310   | 2.3% |
| 全世帯数  | 671,261 | 693,401 | 3.3% |

## ウ 子どもの養育と生活の状況

ひとり親家庭調査では、家事の分担状況について、母子家庭、父子家庭ともに本人が行っている割合が最も高く、ひとり親家庭の親に家事の負担がかかっていることがうかがえます。また、ひとり親家庭が困っていることについては、母子家庭、父子家庭ともに、ひとり親家庭になった当時も現在も「子どもの養育・教育」の割合が高くなっています。子どもについての悩みでは、母子家庭、父子家庭ともに「しつけ」の割合が高くなっているほか、父子家庭では「食事・栄養」の悩みが母子家庭と比較して高くなっています。これらの結果から、子どものしつけ、教育、育児・健康管理等生活の様々な面における支援や家事についての支援が求められていることがわかります。

ひとり親家庭調査では、「昼間に就学前児童の世話をしている」のは、「保育園（所）」が母子家庭で72.2%、父子家庭で68.4%と共に最も高くなっています。また、「放課後等に小学校低学年児童の世話をしている」のは、特に母子家庭で「学童クラブ・放課後ほっと広場（ゆうゆうクラブ）」が34.6%と高くなっています。

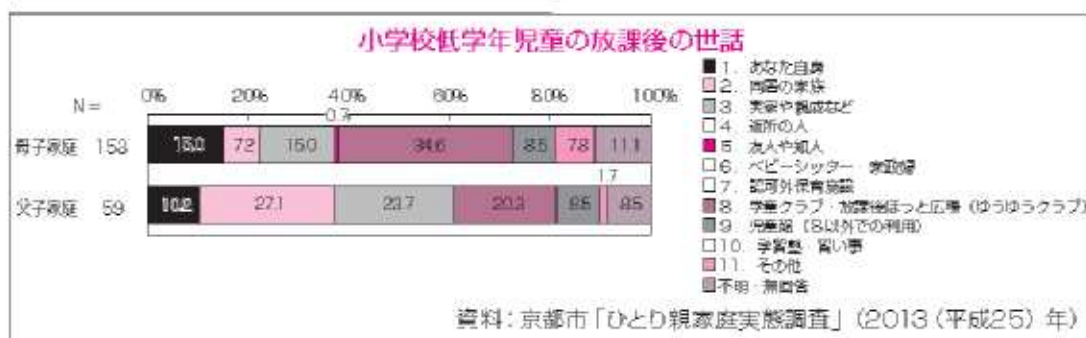
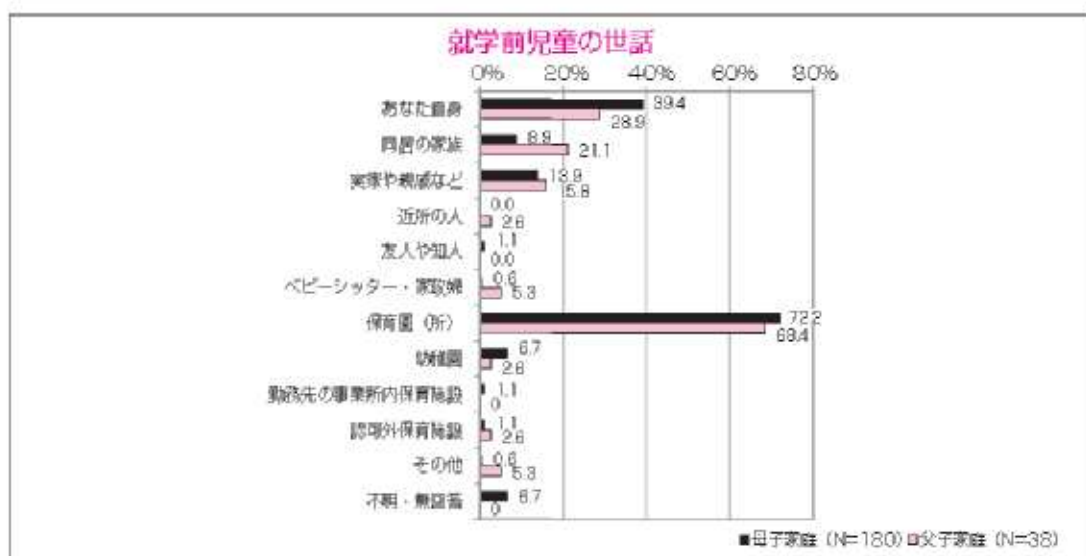
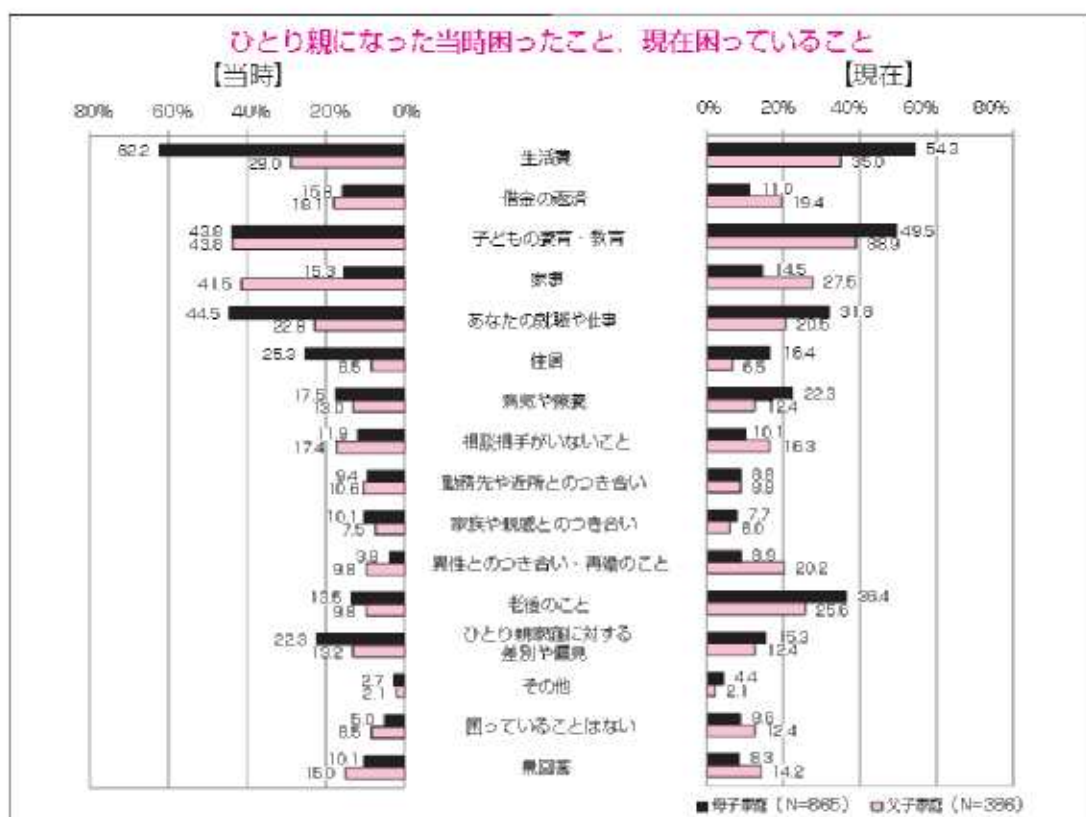
ニーズ調査では、他の世帯区分と比較して病児・病後児保育や土日の幼稚園、保育園（所）等の子育て支援サービスの利用希望の割合が高くなっています。

ひとり親家庭が就業により自立を図るためには、病児・病後児保育や延長保育、一時保育、休日保育等といった多様な保育サービスの提供が必要です。

さらに、子どもの養育において、配偶者をはじめ、他に頼る家族、親族が少ないひとり親家庭においては、出張や残業、病気などのために一時的に養育が困難な場合、ひとり親家庭等日常生活支援事業や子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）等の公的支援に頼らざるを得ないことが多く、ショートステイについては、利用者に占めるひとり親家庭の割合が非常に高くなっています。

このように、ひとり親家庭にとっては、母子家庭や父子家庭に特有の課題に対応するための施策（ひとり親家庭等日常生活支援事業など）の推進や情報提供の充実が重要であるとともに、これらの世帯の生活を支える幅広い子育て支援施策（保育園（所）、学童クラブ事業、ショートステイなど）の充実や地域の子育て支援力の強化も必要となっています。

住宅の状況については、ひとり親家庭調査では、「持ち家」の割合が母子家庭で22.7%、父子家庭で53.1%と、特に母子家庭で低くなっています。また、母子家庭で25.2%、父子家庭で13.5%が公営住宅への転居を希望しており、生活基盤の安定のために、引き続き比較的低廉な家賃の市営住宅への優先入居を実施していくことが必要と考えられます。



## エ 就業の状況

ひとり親家庭調査によると、ひとり親の就労率は、母子家庭では81.4%、父子家庭では89.1%となっています。しかし、母子家庭については、母子家庭になったときの就労率は58.4%、現在就労している人の勤続年数は、「10年未満」が77.1%となっており、母子家庭になってから職に就いたり、転職した人が多いと思われます。こうしたことから、ひとり親家庭になった当初に、子育ての状況やこれまでの就労経験等、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな就労支援を行う必要があります。

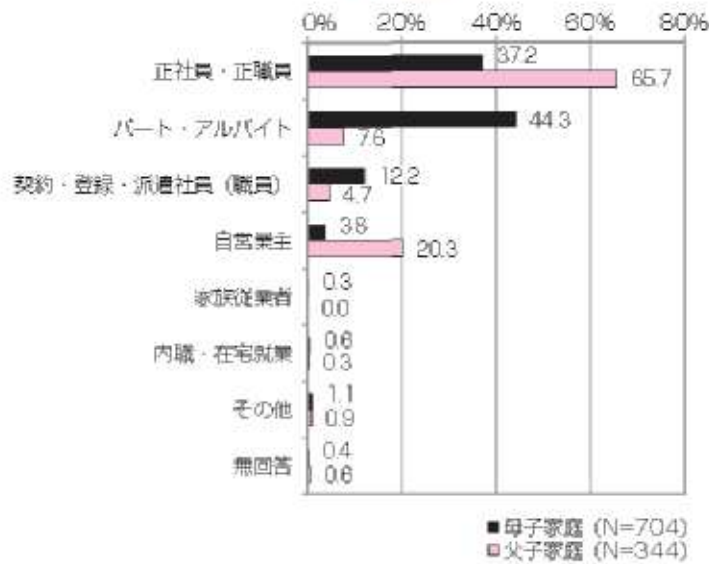
また、就労形態についてみると、父子家庭では「正社員・正職員」が65.7%、「非正規社員」（パート・アルバイトと契約・登録・派遣社員（職員）の合計）が12.3%となっているのに対し、母子家庭では「正社員・正職員」が37.2%、「非正規社員」（同前）が56.5%となっており、多くの母子家庭が不安定な雇用状況にあることがうかがえます。

転職希望についてみると、母子家庭では38.1%、父子家庭では24.4%が転職を希望しており、また、転職後の就労形態では、母子家庭では78.0%、父子家庭では78.6%の人が「正社員・正職員」を希望しています。

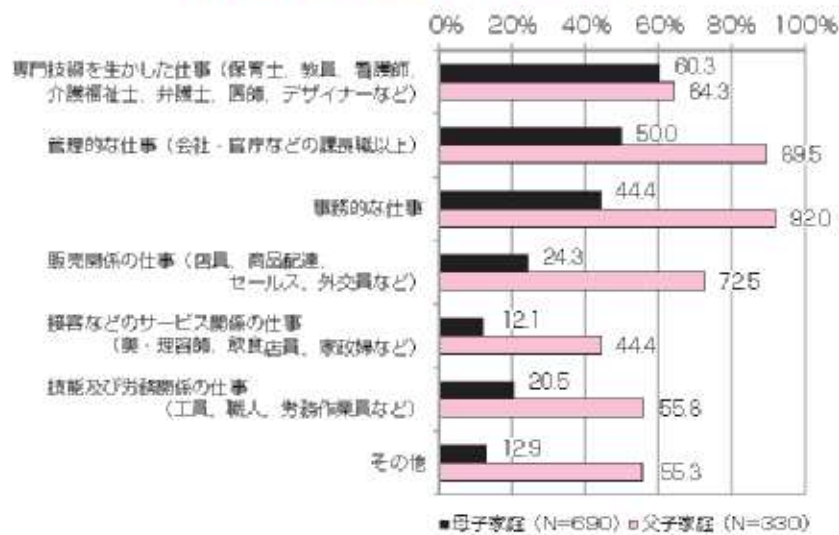
現在就いている仕事の種類別でみると「専門技術をいかした仕事」において、母子家庭にあっても60.3%が「正社員・正職員」に就いていることから、専門技術に関する資格の取得が正社員としての就職に有効と考えられます。高等職業訓練促進給付金等事業については、この間対象資格の拡大を行う等、施策の充実を進めてきており、自立支援教育訓練給付金事業と併せて就職につながりやすい資格取得を支援する事業の一層の推進が必要です。

一方で、「子どもがいても仕事と生活は両立できる環境である」と思うと答えた人の割合は、ひとり親家庭調査では母子家庭で29.4%、父子家庭で24.1%にとどまっています。同様にニーズ調査では小学校入学前児童のいる家庭で17.5%、小学生のいる家庭で22.2%にとどまっており、子育て家庭共通の課題として、企業への働きかけを行うなど、子どもがいても仕事と生活が両立できる環境づくりの取組が求められています。

### 就労形態



### 仕事の種類別の正社員・正職員の割合

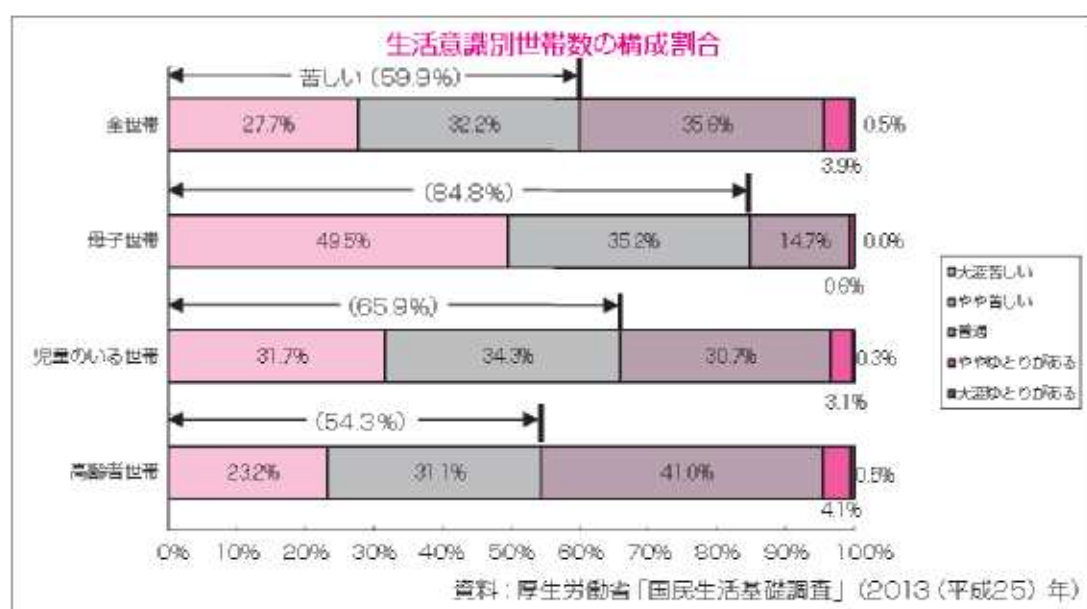
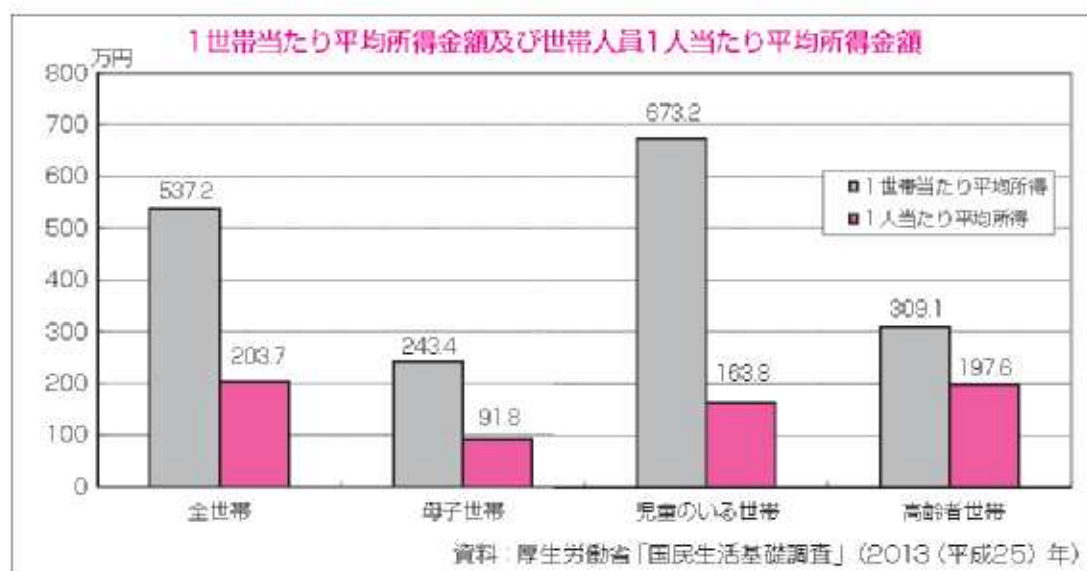


資料：京都市「ひとり親家庭実態調査」(2013(平成25)年)

## オ 収入等の状況

「平成25年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると母子家庭の厳しい就労状況を背景に、2012（平成24）年の全国の母子家庭の平均所得金額は243.4万円で、全世帯の537.2万円の約45%、児童のいる世帯の673.2万円の約36%と低い水準となっています。また、17歳以下の子どもの相対的貧困率は子どもがいる現役世帯で16.3%と高くなっており、中でも、ひとり親世帯（子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯）では54.6%と非常に高くなっています。生活意識についても「苦しい」と感じている割合が、全世帯の59.9%に対して、母子家庭では84.8%と高くなっています。

このような状況を背景に、京都市においては、生活保護を受給している母子家庭は増加傾向にあり、2014（平成26）年3月現在で3,469世帯となっており、母子家庭全体の16.6%を占めています。



母子家庭等の経済的自立と生活の安定などを図るために実施している母子寡婦福祉資金貸付は、現在12種類の貸付金があり、子どもの「修学」及び「就学支度」に係る資金を中心に、年間500件を超える利用があり、母子家庭の自立を支援するとともに、子どもの福祉の増進に大きな役割を果たしています。しかし、他制度における高等学校等就学支援金や京都市高校進学・修学支援金支給事業の実施の影響等により当該貸付件数は漸減傾向にあります。

こうした状況の中、2014（平成26）年10月からは、貸付対象を父子家庭にも拡大しており、引き続き十分な制度周知を行っていくことが必要です。

一方、貸付金の償還については、厳しい経済状況や雇用環境など様々な要因もあり、十分な状況とはいえないことから、ひとり親家庭を取り巻く厳しい経済状況を踏まえつつも、制度の安定的な運営と公平性の確保を図るためには、借受世帯への相談や指導など適切な対応が必要です。

母子寡婦福祉資金貸付状況

（単位：件）

| 年度   | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業開始 | —      | —      | —      | —      | —      |
| 事業継続 | 1      | —      | —      | —      | —      |
| 修学   | 458    | 524    | 534    | 485    | 456    |
| 技能習得 | 16     | 18     | 16     | 16     | 15     |
| 修業   | 8      | 10     | 9      | 9      | 4      |
| 就職支度 | —      | —      | —      | —      | 1      |
| 医療介護 | —      | —      | —      | —      | 1      |
| 生活   | 20     | 11     | 6      | 11     | 9      |
| 住宅   | 1      | —      | 1      | —      | 1      |
| 転宅   | 7      | 10     | 3      | 3      | 5      |
| 就学支度 | 178    | 216    | 93     | 59     | 53     |
| 結婚   | —      | —      | —      | —      | —      |
| 計    | 689    | 789    | 662    | 583    | 545    |

ひとり親家庭の生活を経済的に支える児童扶養手当については、離婚件数が減少に転じた2002（平成14）年以降も受給者数が年々増加していましたが、2012（平成24）年度から減少に転じており、2013（平成25）年度末時点では13,532人となっています。また、2010（平成22年）8月から父子家庭に支給対象を拡大しており、2013（平成25）年度末時点で619人が受給しています。さらに、2014（平成26）年12月から、公的年金等との供給制限が見直しされ、年金額が児童扶養手当額より低い人はその差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。



ひとり親家庭調査においては、ひとり親になった当時も現在も困っていることとして「生活費」を挙げているひとり親家庭の割合が高いことから、この制度は今後ともひとり親家庭の生活を支える基本的施策の一つになると考えられます。

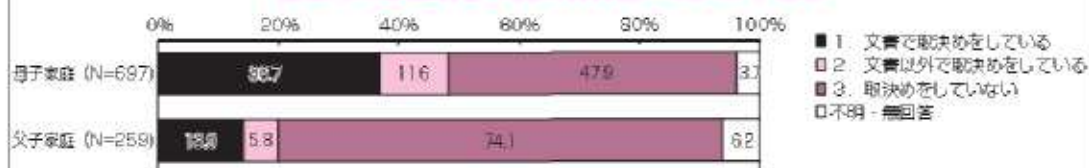
民法改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」と「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明記されるなど、養育費の確保に向けた制度の整備等も進められています。

ひとり親家庭調査では、養育費の取決めを行っている割合は母子家庭で48.3%、父子家庭で19.7%にとどまっており、更にそのうち取決めどおり受け取っている割合は母子家庭で38.6%、父子家庭で43.1%（他に、受取りが終わった割合が母子家庭で5.6%、父子家庭で2.0%）にとどまっています。

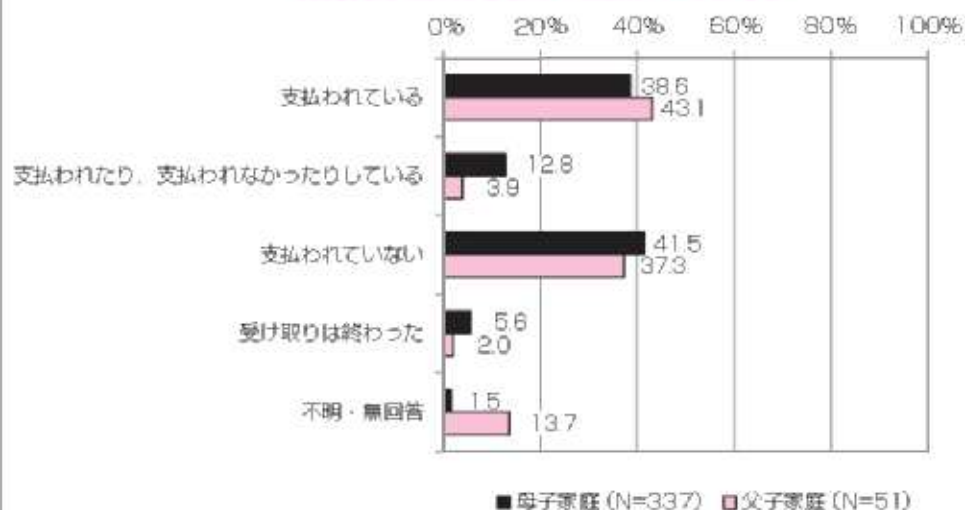
また、面会交流については、取決めを行っている割合は母子家庭で29.5%、父子家庭では26.7%にとどまっており、そのうち現在も面会交流を行っている割合は、母子家庭で48.1%、父子家庭で50.7%にとどまっています。

養育費の支払は親としての扶養義務を果たすもので、低収入の状況にある割合が高いひとり親家庭にとっては子どもの成長を支える重要な収入となります。また、適切な面会交流は、親と離れて暮らす子どもが安心感や自尊心を育むことにつながるなど、子どもの健やかな育ちのために大切であるとともに、養育費の支払意欲の向上にもつながります。こうしたことから、養育費の確保と適切な面会交流について、効果的な啓発や情報提供及び相談支援等を行っていく必要があります。

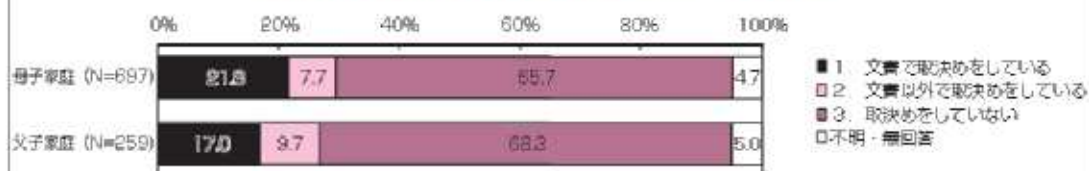
### 離婚した配偶者との間の養育費の取決めの有無



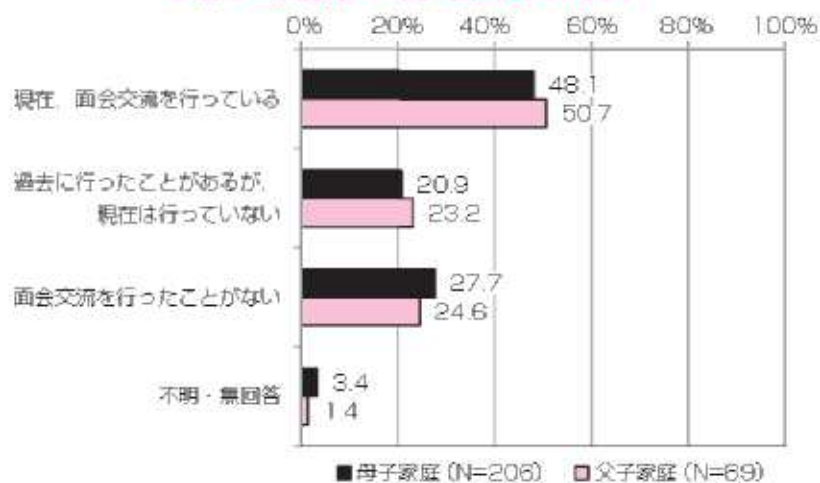
### 養育費は取決めどおりに支払われているか



### 離婚した配偶者との間の面会交流の取決めの有無



### 離婚した配偶者との間の面会交流の状況



資料：京都市「ひとり親家庭実態調査」（2013（平成25年）年）

## カ 相談や情報提供の状況

ひとり親家庭調査では「子育てに不安を感じたときに気軽に相談できるところがあるので安心できる」という質問について、「思う」と答えた方は、母子家庭で23.9%、父子家庭で11.1%となっており、ニーズ調査における小学校入学前児童保護者の34.7%、小学生保護者の33.5%と比較して低くなっています。家族規模の縮小や地域の協力・共同関係の希薄化などにより、子育ての孤立化が進んでいることが問題となっていますが、なかでもひとり親家庭は、一般の子育て家庭と比較して気軽に相談できる相手が少なく、悩み等を抱えて孤立することが多いと考えられます。

ひとり親家庭の親は、家事、子育てと生計の担い手という複数の役割を1人で担うことが多いことから、生活や子どもの養育に関することや、就労や収入に関することなど多岐にわたる悩みに応じたきめ細かな相談や支援を気軽に受けられる体制を充実させる必要があります。近年の経済状況、雇用状況の悪化やドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）事案の増加など、ひとり親家庭を取り巻く環境は複雑化しており、ひとり親家庭ごとに状況は異なります。それぞれの状況に応じた、きめ細かく充実した相談や支援を行うためには、ひとり親家庭支援センター、福祉事務所、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童福祉センター、ハローワーク等の関係する機関の緊密な連携と役割の発揮による、総合的・計画的な対応が求められます。

各種施策の情報提供についても、きめ細かく丁寧に発信することが重要であり、メール、ウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等のインターネットメディアを積極的に活用したリアルタイムの情報発信や、幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の関係機関と連携した情報発信なども行っていく必要があります。

また、ひとり親家庭調査によると、行政施策への要望として「ひとり親家庭に対する偏見のない世の中をつくる」と回答した方は、母子家庭で17.2%と前回調査の22.8%より5.6ポイント減っており、ひとり親家庭に対する社会の見方・対応は徐々に改善されている状況がうかがえますが、同調査の住民実感においては、「世間には、ひとり親家庭に対する偏見があると思う」という質問に対して、「思う」と答えた方は、母子家庭で41.5%（前回調査：47.4%）となっており、社会の偏見を感じているひとり親家庭もいまだに多く、こういった人権に対する配慮や啓発の推進が求められます。

## キ 「京都市ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）」について

ひとり親家庭の親と子どもがその心身の健康を保持し、生活の向上を図るための総合的自立支援施設である「京都市ひとり親家庭支援センター」については、父子家庭の方も気軽に利用できるよう施設の愛称を公募により選定し「ゆめあす」としました。また、2012（平成24）年度には、父子家庭も含めたひとり親家庭全体を支援する施設として位置付けを明確にするとともに、名称を「母子福祉センター」から「ひとり親家庭支援センター」に改正しました。この間、実施事業についても、順次父子家庭を対象を拡大し、現在すべての事業が父子家庭も対象としており、生活支援講習会事業、ファミリーネットワーク事業については、父子家庭のみを対象としたイベントを年1回実施するなど、充実を図っています。

ひとり親家庭支援センターは、京都市におけるひとり親施策推進の中核的施設として、相談、研修、交流事業、就業支援など、ひとり親家庭の課題に対応した様々な施策展開が求められています。ひとり親家庭調査の結果をみると、ひとり親家庭支援センターの認知度が低いことから、今後は、より効果的な情報提供を行っていく必要があります。

## ク 母子生活支援施設について

経済的な困難、子どもの養育についての不安、病気や障害などの困難な課題を数多く抱える母子家庭に対して、安全で安心できる生活の場を提供し、子育てや生活の支援と共に自立に向けた就労支援を行う母子生活支援施設は重要な役割を果たしています。また、施設の老朽化に伴う大規模改修を行うなど居住環境の整備も進めています。

近年、母子生活支援施設については、DVを理由とする入所者が増加しており、これに伴い市町村を越えた広域入所が増加しています。また、精神疾患や心身に障害のある母子、発育に問題のある子どもや虐待を受けた子どもの入所が増えていることなどから、入所者の状況に応じた多様な重層的な支援を行う必要があります。

このような多様な入所者に対して自立に向けたきめ細かな支援を行うためには、施設職員をはじめ、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、児童福祉センター、保育園（所）等において職員の質の向上を図るとともに、これら関係機関の一層の連携強化が必要です。

## ケ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

母子生活支援施設入所者の多くがDVを理由としたものであることや、ひとり親家庭調査において、離婚を決意した主たる要因として、「暴力を振るう」と答えた方が、離婚した母子家庭の約1割あることなどから、関係機関が連携して、DV被害者に対する適切な支援を行う必要があります。京都市では、2011（平成23）年10月に「京都市DV相談支援センター」を開設し、2012（平成24）年度からはDV相談支援員を1名増員し、支援の充実を図っています。「京都市DV相談支援センター」に寄せられたDVに関する相談は増加傾向にあり、2013（平成25）年度は5,132件となっており、更なる支援の充実が今後の検討課題となっております。

女性の人権保護のための体制を総合的に構築するために29の機関により構成される「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」や、DVの防止に関する各種施策を円滑に推進するための「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内連絡会議」などにより、関係機関の連携が図られていますが、DVの防止及び迅速かつ効果的な被害者の支援を実施するため、関係機関において職員の質の向上を図るとともに、連携を更に強化していく必要があります。

また、DVの防止には、若年層を対象として、早い段階から啓発を行うことが有効であり、交際相手等からの暴力（デートDV）の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や、男女平等の理念に基づく教育等を行う必要があります。

## 施策を展開する今後の方向性

ひとり親家庭への支援については、2002（平成14）年に母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法等が改正され、それまでの「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換したところであり、京都市においても就業・自立に向けた様々な施策を実施しています。また、2014（平成26）年10月には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へと改正され、父子家庭についても、母子家庭と同様に支援対象であることが法律上明文化されたところであり、今後とも、ひとり親家庭の実態やニーズに応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

ひとり親家庭の自立にとって、子育てと仕事の両立は必要不可欠であり、保育園（所）、学童クラブ事業、子育て支援短期利用事業などの子育て支援施策の充実と併せて、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育、ひとり親家庭等日常生活支援事業等のひとり親家庭のニーズに応じた多様なサービスの提供を行うとともに、子どものしつけ・育児・教育・健康管理等生活の様々な面における支援施策を推進します。また、ひとり親家庭の子どもは、精神面や経済面で不安定な状況に置かれることにより、悩みを抱えて孤立してしまうことや、学習や進学意欲が低下したり、学習の機会が制限されることもあることから、こうした家庭の子ども同士の交流の場も兼ねた学習支援について、効果的な方法を検討する必要があります。

ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、就業相談をはじめ就業セミナーや技能講習等の総合的な就業支援を充実させるとともに、ハローワーク等の関係機関とも連携してきめ細かな支援を推進します。また、正社員としての就職につながりやすい資格取得を支援する高等職業訓練促進給付金等事業等の利用促進に向けた一層の取組が必要です。

昨今、ひとり親家庭の相対的貧困率は、他の世帯と比較して非常に高くなっており、特に母子家庭では、平均所得も低い水準となっていることから、ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、経済的な支援として重要な施策である児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付等については、制度の更なる周知を図るとともに、ひとり親家庭等の自立の促進につながるよう適切な給付及び貸付を行います。その他、養育費の確保及び面会交流については、関係機関との連携も含む一層の啓発や情報提供を行うとともに、専門家による法律相談等の支援を推進していきます。子どもとの面会交流については、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることから、支援の充実が必要です。

ひとり親家庭の自立に向けた相談・支援や情報提供を効果的かつ総合的に実施していくためには、関係機関の連携の強化と関係職員の質の向上が必要です。また、「京都市ひとり親家庭支援センター」については、父子家庭も含めたひとり親家庭の総合的自立支援施設として、より一層きめ細かな相談と支援を行うことができるよう関係機関との連携強化も含めた施策の充実を図るとともに、更なる周知及び利用の促進に努めます。

父子家庭に対する支援については、施策の充実を図ってきている一方で、施策の認知度が低いことから、各種施策が十分活用されるよう、これまで以上に積極的かつ効果的な情報発信を行います。

## 施策・主な取組

### ① 子育て・生活支援

ひとり親家庭の自立にとって、安心して子育てと仕事が両立できることが必要です。そのために、子育て支援施策を推進するとともに、生活基盤の安定のための生活面での支援を推進します。

**086** **109** 保育園（所）や学童クラブ事業等の幼児教育・保育の一層の充実 再掲（P104、125）

**182** 子育て支援事業の充実（子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）等） 再掲（P155）

**015** 地域において住民相互で行われる子育て支援活動の活性化（ファミリーサポート事業の推進） 再掲（P49）

#### **212** ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進

必要なときに生活援助・保育サービスを受けることができるように、家庭生活支援員の確保を含め施策を推進します。

＜保健福祉局＞

【主な取組】◇ひとり親家庭等日常生活支援事業

#### **213** ひとり親家庭生活支援事業（生活支援事業、ファミリーネットワーク事業）の推進

父子家庭を含めたひとり親家庭全体が生活上の様々な課題や悩み、不安を解消し親子ともに充実した生活を送ることができるよう、よりニーズに則した事業を実施することで、利用の促進を図っていきます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】◇ひとり親家庭生活支援講習会

◇ファミリーネットワーク事業

#### **214** 学習支援の取組

経済困窮等により支援を必要とするひとり親家庭の子どもを対象に、子ども同士の交流の場も兼ねた学習支援の取組を行います。

＜保健福祉局＞

【主な取組】◇学習支援 新規

**198** 母子生活支援施設の支援体制の充実 再掲（P180）

#### **215** 市営住宅優先入居制度の継続と情報提供の推進

優先入居を継続し、比較的低廉な家賃の住まいを確保していくとともに、情報提供を行います。

＜保健福祉局、都市計画局＞

【主な取組】◇市営住宅優先入居

### ② 就業支援

ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就業・自立支援センターを中心とした総合的な就業支援を推進するとともに、就業につながる資格取得等に向けた支援を推進します。

## 216 就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供まで一貫した就業支援を行うための母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

個々のひとり親家庭の事情やライフステージに応じた支援ニーズを把握したうえで、就職・転職や資格取得等の支援に関する積極的な助言・指導を行っていくことができるよう、就業支援の専門性の強化と体制の確保を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇就業相談

◇就職準備セミナー

◇パソコン講習会

## 217 ハローワークと連携した自立支援プログラム事業の推進

利用者の状況やニーズに応じたきめ細かな支援を行う自立支援プログラムについて、引き続きハローワークと連携して取り組みます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇自立支援プログラム事業

## 218 高等職業訓練促進給付金等事業の推進

対象を父子家庭に拡大したことについて、利用促進に向けた周知及び情報提供を行うことと併せて、安定した就労につながりやすい対象資格についての検討を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇高等職業訓練促進給付金等事業による職域の拡大

## 025 企業等における仕事と家庭生活等の両立支援の取組の推進 再掲（P54）

### ③ 経済的支援及び養育費の確保

全世帯の平均所得と比較して平均所得の低いひとり親家庭について、経済的支援は重要であり、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付等について、制度の周知を図るとともに、ひとり親家庭の自立の促進につながるよう効果的な運用を行います。また、養育費の取決めの促進と履行の確保を図るために、養育費に関する情報提供ときめ細かな相談を推進します。

## 219 児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付等の各種制度施策情報の周知

制度の認知度を高めるために、更なる周知を進めます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇パンフレットの配布

## 220 母子父子寡婦福祉資金貸付の推進

償還能力、貸付の必要性等について適切に審査したうえで母子父子寡婦福祉資金貸付を行うことで、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図っていくとともに、財政基盤の安定及び借受人間の公平性確保のために、引き続き適切な償還指導を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇母子父子寡婦福祉資金貸付

## 218 高等職業訓練促進給付金等事業の推進 再掲（P203）

## 221 ひとり親家庭等医療費支給制度の推進

社会情勢の変化を踏まえつつ、京都市とも連携しながら取組を進めていきます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇ひとり親家庭等医療費支給制度

## 222 養育費の確保及び子どもとの面会交流に関する相談支援、啓発及び情報提供の推進

関係機関との連携も含めて、養育費の確保及び子どもとの面会交流についての効果的な周知を行っていきます。また、子どもとの面会交流については、子どもの健やかな育ちを確保するうえで有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることから、支援の充実が必要です。

<保健福祉局>

【主な取組】◇養育費及び面会交流に関するリーフレットの配布

◇特別相談

◇面会交流の支援 新規

## ④ 相談・支援機能及び情報提供の充実強化

一人ひとりの考え方や価値観を踏まえ、ニーズに応じたきめ細かな相談・支援を行うため、関係職員の質の向上及び関係機関の連携強化に取り組みます。また、各種施策について積極的な活用を促進するために、情報発信及び啓発の強化に取り組みます。

京都市のひとり親家庭支援の拠点であるひとり親家庭支援センターについて、更なる機能の充実と利用促進に取り組みます。

DV被害者の自立支援についても、引き続き関係機関と連携を図り、適切な支援に取り組みます。

## 223 ひとり親家庭の相談・支援機能の強化及び支援に関わる職員の質の向上

家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行うために、母子・父子自立支援員等の職員の質の向上を図ります。

<保健福祉局>

【主な取組】◇業務主管課が実施する業務研修への参加

◇他都市等との合同研修会等の派遣研修への参加

## 224 ひとり親家庭に関わる関係機関の連携（福祉事務所、ひとり親家庭支援センター、母子生活支援施設、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童福祉センター、ハローワーク等）

DV、子どもへの虐待の増加等により、ひとり親家庭を取り巻く状況が複雑化しているため、より効果的な支援を行うため関係機関の更なる連携強化を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇関係機関の連携推進

## 225 各種施策のリーフレットやパンフレット等の活用

パンフレットの配布場所の拡大等、効果的な周知を行います。

<保健福祉局>

【主な取組】◇ひとり親家庭応援パンフレットの作成 新規（推進中）

◇パンフレット、リーフレットの配布場所の拡大

## 226 ひとり親家庭支援施策のホームページを通じた情報発信等の推進

インターネット等の媒体を活用したリアルタイムの情報発信等を行います。

＜保健福祉局＞

【主な取組】 ◇子育て応援ウェブサイト 新規（推進中）

◇子育て支援情報発信事業の実施（再掲 P46） 新規（推進中）

## 227 「京都市ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）」の認知度を高めるための取組の推進

さまざまな取組を通じて、認知度を高めていきます。

＜保健福祉局＞

【主な取組】 ◇事業内容についてわかりやすく紹介するパンフレットの作成 新規

◇「ゆめあす通信」の配布部数の拡大

◇ホームページの充実

◇インターネットメディアを活用したリアルタイムの情報発信 新規

## 228 DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の充実

DV防止のために、DVの正確な知識などについて広く啓発を行うとともに、被害者を保護するために、相談体制の充実や関係機関との連携・協力を行います。

＜文化市民局＞

【主な取組】 ◇DV根絶のための市民への普及啓発（若年層を対象とした早い段階からの啓発）

◇被害者の早期発見及び相談体制の充実

◇被害者の保護及び自立支援

◇関係機関との連携・協力の推進

◇インターネットを活用した情報提供 新規（推進中）

◇学校における人権教育の推進 新規（推進中）